

平成29年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成29年3月6日（月曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

第 1 議案質疑

追加日程 議案第24号、議案第25号、議案第26号直接審議（先議）

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

出席議員（21名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	林 俊 介	21 番	高 橋 利 彦
22 番	林 正一郎		

欠席議員（1名）

18 番 木 内 欽 市

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	多 田 哲 雄	秘書広報課長	飯 島 茂
行 政 改 革 推 進 課 長	浪 川 昭	総 務 課 長	加 瀬 正 彦
企画政策課長	横 山 秀 喜	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	高 木 松 夫
健康管理課長	浪 川 勝 子	社会福祉課長	岩 井 正 和
子 育 て 支 援 課 長	大 矢 淳	高 齢 者 福 祉 課 長	宮 内 隆
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	川 口 裕 司
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	品 村 順 一	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	角 田 和 夫	学校教育課長	石 見 孝 男
生涯学習課長	高 木 昭 治	体育振興課長	加 瀬 英 志
監 査 委 員 事 務 局 長	高 安 一 範	農 業 委 員 会 事 務 局 長	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 曾 博 通	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（佐久間茂樹） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第26号までの26議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） 議事進行について申し上げます。

議会は議決機関であり、執行機関に対する監視機関でもあります。その責任を確認し、その機能を十分に果たさなければなりません。市民に分かりやすい議会、市民の関心を高める上で、議案に対する質疑の方法についても改善すべきと考えます。質疑を行うに当たり、前例に倣い、項目ごとに答弁をいただくよう、許可を願います。

○議長（佐久間茂樹） 執行部に申し上げます。

議案第1号の質疑の通告によりますと、質問項目が多岐にわたっておりますので、昨年の9月議会と同様に、質問項目の順番どおりに答弁をしてください。

それでは、林晴道議員、質疑をお願いします。

○1番（林 晴道） 許可ありがとうございます。

それでは、議案第1号、平成29年度旭市一般会計予算について、数点の質疑をいたします。

まず、歳入から、15ページの1項1目個人税を伺います。平成29年度は30億4,194万円の見込みで、対前年度比1億6,790万、これは5.8%の増となっておりますが、平成28年度よりも収納率が上がり、担当課としては大変な努力をしているものと感謝をいたしております。

具体的な収納率向上の取り組みと、産業別に、事業、給与、年金等の具体的な積算についてお尋ねいたします。

次に、20ページの1項1目地方交付税を伺います。平成29年度は87億1,000万円の見込みで、対前年度比1億7,000万、1.9%の減となっていますが、普通交付税の前年度対比と合併算定替について、具体的にお尋ねいたします。

次からは歳出になりますが、56ページの説明欄2、職員研修費を伺います。まず初めに、特別旅費100万円の具体的な研修内容と対象となる職員をお尋ねいたします。

次に、72ページの説明欄6、コミュニティバス等運行事業を伺います。73ページに地方公共交通網形成計画策定業務委託883万円とございますが、どのような委託をするのか、具体的な内容についてお尋ねいたします。

次に、74ページの説明欄1、新庁舎建設事業を伺います。調査・設計委託料で9,433万円を計上していますが、調査と設計委託業務は別々に発注するのかお尋ねいたします。

次に、118ページの説明欄14、民間地域子ども・子育て支援事業を伺います。補助金5,960万円の具体的な内容についてお尋ねいたします。

同じく118ページ、説明欄16の民間教育・保育施設改築等事業を伺います。事業費9,720万円で、財源内訳においては4分の2が国庫支出金との説明資料をいただいておりますが、そこで本事業に対する本市の取り組み及びこれまでの対応をお尋ねいたします。

次に、219ページの説明欄3、防災行政無線等整備事業を伺います。個別受信機外部アンテナ設置委託料383万円ですが、これは毎年度委託を行っておるように思います。市民の安心・安全を守るため、受信障害のある世帯に対し、本来、早急な対応をとるべきですが、現状をお尋ねいたします。

次に、268ページ、説明欄2、スポーツ振興事業から2点伺います。まず、しおさいマラソン大会補助金480万円と市民体育祭補助金650万円とがございますが、それらの具体的な内訳についてお尋ねいたします。

最後に269ページの説明欄3、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業を伺います。先日、市議会全員協議会において、ドイツ・デュッセルドルフ市への訪問費用であると説明を受けましたが、再度確認したく、質疑を行います。何の目的で、いつ訪問を予定しているのか。また、予算計上はどの部分であるのか。何人分を見込んでいるのかお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、税務課からは、15ページの市税について、個人市民税分が増となった具体的な理由についてとのご質問であります。市民税個人分が増えた理由につきましては、課税所得及び収納率の増によるものであります。

収納率につきましては、過去の収納実績及び平成28年度収納見込みを参考に推計をいたしまして、0.05ポイントの増を見込みました。収納率向上については、広報紙や防災無線による自主納付の呼びかけ、休日・夜間窓口の開設、口座振替やコンビニ収納の普及、早期滞納処分への着手などを継続して、徴収努力を重ねております。

また、課税所得の内容でございますが、市民税個人分の所得割の算定につきましては、給与所得、営業所得、農業所得、その他の所得、譲渡に係る総所得でございます。そのうち約8割を占めております給与所得者の増加及び市内各企業の給与動向アンケートにより給与所得を推計いたしまして、対前年度比0.9%の増と見込んだところであります。農業所得につきましては微増、営業所得、その他の所得、譲渡に係る総所得については前年と同額で見込みました。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、20ページの地方交付税についてお答え申し上げます。

地方交付税のうち、普通交付税につきましてですが、対前年度で1億4,000万円の減、率にしまして1.8%の減でございます。この中身でございますけれども、合併算定替の段階的縮減によりまして、2年目に当たります平成29年度につきましては、段階的縮減が始まる前の平成27年度と比べまして、上乗せになっております額の30%が減額される見込みになります。

ただ、平成26年度からでございますが、合併時点においては想定しておりませんでした支所の経費ですとか、ほかに幾つかございますが、財政需要が本来の積算である一本算定に段階的な措置として今、加算が加えられておりまして、縮減率の30%というのは変わらないのですが、合併算定替と本来の一本算定との差が年を追うごとに今縮まってきております。そういった状況を見込みまして、対前年度1億4,000万円ということで計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 総務課からは、まず職員研修費、56ページですね、これについてお答え申し上げます。特別旅費の具体内容、対象職員ということでありました。

特別旅費につきましては、外部機関などで主催されます主に県外などの宿泊を伴う研修旅費であります。主な機関といたしましては、市町村アカデミー、そのほか全国建設研修センター、全国市町村国際文化研究所、それから自治大学校、日本経営協会などがございます。それと各種新規施策などがございました時に、その施策を推進する場合、先進地を視察することがあります。その旅費としても充てるということになっています。

対象職員ということでしたが、これは全職員がそれぞれの業務の中で必要になった段階で実施するものでありますので、当初から誰ということを決めているわけではないということであります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、予算書の72ページから73ページにかけて、コミュニティバス等運行事業の中の73ページに記載のあります地域公共交通網形成計画策定業務委託料の内容についてというご質問でございます。

本計画ですが、旭市の地域公共交通が抱える課題を整理しまして、市民にとってよりよい地域公共交通体系を再構築することを目的として策定するものでございます。再構築するに当たっては、ルートの見直し、運賃、デマンドタクシーなどの新たな交通モードの導入などについて検討してまいります。

具体的に委託する内容としましては、基礎データの収集、市民の移動実態や公共交通へのニーズを把握するための各種調査、またこれら収集した情報の分析による課題の整理、そして課題解決に向けての解決パターンやシミュレーションの提案、将来的な需要予測などを予定しております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、74ページの新庁舎建設事業の業務委託の関係です。調査・設計委託ということで、これは一括で発注するのかということでありました。

実は、中は大きく2つに分かれておりまして、基本設計、その中で開発行為であったり、地質調査であったり、電波障害の関係、交通量調査、そういったものを一括で発注する予定でいます。それ以外にもオフィス環境整備というものもありまして、オフィスの環境をどのよ

うにしていくかというのは、やはり基本設計の中と協議をしていただきたいと思いますので、しいて言えばその2本になるのかなということでもあります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それでは、予算書118ページ、説明欄14、民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業について、具体的な内容はというご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度におきまして、利用者支援事業、地域子育て拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、乳児家庭全戸訪問、放課後児童クラブなど、13事業が地域子ども・子育て事業として位置づけられました。この民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業は、民間の保育園や認定こども園が地域子ども・子育て支援事業を実施した場合に、基準に基づき助成するものです。財源は一部の利用者負担を除き、国、県、市、それぞれ3分の1でございます。

具体的な内容でございますが、地域子育て支援拠点事業、これを実施する保育所・認定こども園5施設、金額が3,436万1,000円、一時預かり事業が3施設で1,038万円、延長保育事業が6施設で624万800円、病児保育事業が2施設で862万円という内容でございます。

続きまして、同じく118ページ、説明欄16、民間教育・保育施設改築事業について、市の取り組み、これまでの対応はというご質問ですが、この制度は国が保育所待機児童の解消を図ることを目的に、民間保育所等の新設、修理、改造などの整備に要する経費の一部を交付する制度でございます。交付金は事業者の整備計画を市の計画に照らし、待機児童の解消や保育環境の向上などに資すると市が判断し、市も応分の負担をするということで、初めて市に交付されることになります。

したがって、保育所等を運営する、あるいは開設する社会福祉法人等がこの交付金を活用し施設整備を行いたいという場合に、市に対し、整備計画の具体的な内容、事業効果等の資料を提出していただきます。その内容により、市として利用定員の拡大や保育環境の向上などに資すると判断した場合に、事業採択について、国から委ねられている県に対し、事前協議、申請など、一連の事務手続きを行っていくということになります。

これまでの対応としましては、今回の助成の対象としております、おうめい保育園のほうから施設整備の要望がございまして、内容等、資料を提出していただき、市としてこれを今年度予算に計上するかということにつきまして、市長と協議をした上で、県に対しても国庫補助対象になるかなど相談した上で、予算計上をしているということが現在までの状況で

ございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、219ページになります。個別受信機外部アンテナ設置委託料になります。受信障害の現状ということでありました。

防災行政無線の個別受信機につきましては、市民の方々が居住するお宅に、市において1世帯につき1台無償で貸与の上、設置しているということになります。家屋の場所、それから構造によって電波の受信状況が不安定な場合があります。その調整をするための費用となります。受信調整と、それからダイポールアンテナ、いわゆる外部にアンテナを設置することがあるんですけれども、その2つの作業をお願いすることになります。

毎年なんですけれども、150件から200件程度の受信障害が発生しておりまして、その調整を行っている費用でございます。

○議長（佐久間茂樹） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 体育振興課からは、268ページ、説明欄2、スポーツ振興事業のうち、19の負担金補助及び交付金の中の飯岡しおさいマラソン大会補助金480万円と市民体育祭補助金650万円について、具体的内訳について申し上げます。

しおさいマラソン大会は、補助金のほかに、参加料が入っております。参考までに28年度決算見込みですと、収入は市からの補助金480万円、また参加料が1,003万円のほか、協賛金等で1,555万円となっております。

主にかかる経費としては、記録集計や会場設営業務の委託料、こちらに約849万円。また、参加賞及びトロフィー等に225万円かかっております。その他、印刷製本やシャトルバスの借り上げ料、おもてなし料に係る経費で、支出の合計は1,550万円を見込んでいるところで

す。

体育祭についてですが、体育祭のほうは市からの補助金650万円のうち、会場設営委託料に112万2,120円、送迎バス委託料に111万5,640円、さらに地区参加補助金として225万円を支出しており、これらで補助金の約7割を使っているものです。

次に、269ページ、オリンピック事前キャンプ地誘致事業について説明いたします。

まず、こちらの訪問費用ですけれども、ドイツのデュッセルドルフに訪問する費用は360万9,000円となります。こちらは地域振興基金繰入金が財源となります。目的としましては、ドイツ卓球チームの事前キャンプ地誘致です。日程は5月26日から31日、何人分かというこ

とに関しては、市長ほか職員を含めまして6名分を予算計上しております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 再質問数点をさせていただきたいと思います。

まず歳入から、個人市民税ですが、本市の基幹産業は農業でありますので、農業所得、これ具体的な内容と、微増と今ご答弁ありましたね、理由についてお伺いしたいと思います。

次に、地方交付税ですが、特別交付税の前年度対比と復興交付金や関連事業の縮減について、具体的にお尋ねしたいと思います。

次に、歳出のほうで、職員研修でございますが、このような研修は毎年行われているものと思います。研修を通じて、職員の能力向上を図ることは非常によい取り組みであると感じます。そこで、研修に参加しての効果と人事異動への対応をお聞かせ願います。

次、飛びまして、新庁舎建設事業でございますが、設計業務については、継続費を設定して、非常に大きな金額であり、多年度にわたるようです。その中で、平成29年度はどのような業務で、どのような入札をするのか。また、どのような業者を対象に行うのかお聞かせ願います。

次に、民間地域子ども・子育て支援事業ですが、申請者から申請手続き等の意見聴取をどのように行っているのかお聞かせ願います。

次に、民間教育・保育施設改築等事業ですが、補助金申請の手続きに対する本市の取り組み及び申請者への具体的な対応を伺います。

次に、防災無線等整備事業ですが、きのう防災訓練がございました。受信障害があると、参加したくとも参加できない状況にあらうかと思います。先ほども申し上げましたが、市民の安心・安全を守る旭市としては、全地区を対象に聞き取りや調査などを行い、速やかに対応をお願いしたいと考えますが、本市の見解を伺います。

次に、スポーツ振興事業ですが、まず飯岡しおさいマラソン大会補助金は、内容については納得できました。市民体育祭補助金、この事業は多くの行政区長や地区懇親会において、非常に反対意見の多い事業であるため、今年度以降、開催する場合は、区長をはじめ、区の役員方に負担をかけることなく、実行委員会等の関係機関でできる範囲で開催をするようにと明智市長からの答弁をいただいております。選手の選考過程が大幅に変更されると思われる中で、今年度同様の内容となっておりますので、大変心配でございます。納得がいく説明をお願いしたいと思います。

次に、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業ですが、多額の費用を使う中で、具体的にどのような方を対象にして誘致活動を行うのかお聞かせ願います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、農業所得の算出についてでございますけれども、この算定に当たりましては、JAちばみどり、または市農水産課等より、米価、野菜の収穫量及び収入の伸び等を聞き取り調査を行い、推計しております。また、畜産等についても、飼料価格及び病気等の発生状況を聞き取り調査して算出しております。

その調査結果、過去3年間の平均の半分であります1.5%の微増で推計をいたしました。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 地方交付税についてお答え申し上げます。

地方交付税のうちの特別交付税でございます。対前年度比で3,000万円の減、率にしまして2.8%の減で予算を計上したところでございます。

この減の理由でございますが、質問の中にもございましたとおり、復興交付金事業分の減でございます。特に震災復興・津波避難道路整備事業、これは横根三川線でございますが、この減というのが大きいございます。それが予算ベースで2,700万円ほどマイナスを見込んでおりまして、このため対前年度比3,000万円の減で計上したところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 56ページの研修の関係なんです。確かに毎年、相当の職員、これ以外にも一般研修がありまして、そちらのほうでも研修を行っております。ここの中では、実績としては、費用実績なんですけれども、40万から80万ぐらいの間でだいたい出ているものであります。

効果の話がありました。職員全体の底上げを図るという意味であって、そのところではそれぞれの職員に研修後、必ず報告書の提出を求め、現在の職務に生かしていただいているという状況があります。そのところは非常に効果が上がっているものと考えています。

それと、人事異動の状況であります。当然それらの研修を実施したことは必ず記録に残してあります。ただ、今、人事異動に関しては、それぞれ適材適所をもってしているもので

ありますので、必ずその研修を受けたからそのところに行くというものではありません。
そのところはやはりご理解いただく必要があるのかなと、そのように思っています。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 申し訳ありません。先ほどの答弁の中で、数字を1つ間違えて申し上げましたので、訂正させていただきたいと思います。

先ほど津波避難道路整備事業で、約2,700万円の減というふうに申し上げましたけれども、津波避難道路の横根三川線の分につきましては、約4,000万円の減でございます。そのほかに少し増えているような部分、ほかの項目でございまして、合わせますと約3,000万円の減。それで予算計上したところでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） （5）も連続で聞かれておりました。申し訳ありません。

どのような業務というお話でありました。業務自体は、まず29年度の実施業務といたしましては、先ほど申し上げたとおり、基本設計がまず大前提としてあります。その中で、地盤の調査も含めて、さまざまな内容になります。これはこれから実施していくものについて、全て基本となるもの。今回の基本計画を踏まえて協議をしながら、まず基本設計を作り上げていくということになります。

特に入札対象業者の関係なんですけれども、今、基本計画の中では、プロポーザル方式で実施したいと、そのような方向で進めたいというのが計画の中で記載しているところであります。庁舎に係る設計業務なんですけれども、当然、耐震性はもちろんなんですけれども、使いやすさとか、そういったものを踏まえて工夫が必要なものもございます。そういったところを過去の業務実績等を仕様書に定めていきながら、仕様書の内容に合わせた資格を持っている者について、プロポーザルですから提案していただくような形になると思います。手上げですね。それをしていただいて、その中から選定するということになります。

対象業者ということでありました。これは具体的に申し上げますと、まず一級建築士がいなければならないと。それから構造設計、設備設計、そういったものもそれぞれの建築士がおりますので、仮にいない場合は、そういうところは提携をして、もしくは下請に出す、そういった業務をきちんとできますよということを示していただく必要があると思います。そういったところを示していただいた上で提案いただいたものについて審査をし、進めるということになろうかと思います。

2本に分けて先ほど出すということがありましたけれども、その2本ともそれぞれ提案いただきながら進めていきたいということで考えています。

○議長（佐久間茂樹） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 予算書118ページ、説明欄14、民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業について、申請はどのようにというお尋ねについてお答えいたします。

旭市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱によりまして、申請書の提出をいただくということになります。この助成額でございますが、細かな基準がございます、例えば地域子ども・子育て支援拠点事業では、事業所の開設日数や職員の配置人数、雇用形態等によっても異なります。また、病児保育事業では、年間1か所当たりの基本的な運営費と年間の利用者数により算定をする。延長保育事業や一時預かり事業では年間の利用者数により算定するといった細かな計算がございますので、このような内容が分かる細かな規定の資料を添付いただいて、申請をいただくということになります。いずれの場合につきましても、年度終了後に実績を確認した上で金額は確定するというような方法になります。

続きまして、同じく118ページ、説明欄16、民間教育・保育施設改築等事業について、補助金申請者への対応ということでございますが、予算の議決をいただければ、市としまして、新年度早々に県と事前協議を行い、6月ごろに国の内示をいただけるものと見ております。並行しまして、事業者が国の要綱に基づいた申請書の提出をするよう指導をしていくというような形になります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、防災無線の関係です。

全地区聞き取り調査をというようにお話がございました。確かに伝達することというのは非常に重要であると思います。ただ、個別受信機の関係なんですけれども、これは今、2方向の電源、いわゆる直接コンセントに差していけばこれだけでも使えます。ただ、実際には電池を入れていただくことが必要になります。電池も切れますとやっぱり赤いランプがついたりする。これについても問い合わせが現実にあります。

ただ、それだけで管理がうまくいっているかどうかというのは、難しいところが現実にあります。うちのほうとすれば、これは広報等でPRしながら現在進めているところであります。

聞き取り調査自体は、今現在、約2万2,000弱の世帯に全て配布しているところであります。

して、そのところの状況の中で毎年、電波の状態が悪いという話が出てくるのが、例えば28年度の今現在であれば140軒ぐらいの話でございますので、そのところは直したものについてはきちんと把握している状況でありますので、それはその対応をそのままできれば続けていきたいなと。聞き取り調査を実施していくというのは、別の機会ですうまくできれば考えたいと思っています。

それともう1点なんですけれども、パンザマストという大きな外部のアンテナも市全域に聞こえるような形で設置はしておりますので、それらと併用しながら進めていくということも重要だと思っておりますので、この辺はご理解いただきたいなと思っています。

○議長（佐久間茂樹） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 予算書268ページ、説明欄2のスポーツ振興事業、19の負担金補助及び交付金のうち、体育祭の関係ですけれども、区の役員に負担がないようにということで、今年度はスポーツ推進委員の活用を考えております。

続いて、269ページのオリンピックの中で、誰を対象としているのかということですが、デュッセルドルフ市においては、ドイツ卓球連合、またデュッセルドルフ市長、またデュッセルドルフのクラブチーム、こういった方々の代表と面談、交渉し、旭市をPRすることを予定しております。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） また数点再質問させていただきたいと思いますが、まず個人市民税から伺います。農業所得等は直近でどのように推移をしているのか、これをお尋ねしたいと思います。

次に、地方交付税ですが、積算の状況は大変丁寧な答弁に努めていただき、よく分かりました。そこで、平成29年度の地方交付税をどのように捉えているのか、本市の見解を伺います。

次に、職員研修ですが、相当な効果が出ているということでございました。今後も継続して行うものと思うので、費用対効果を含め、研修を受けた職員は、関係する他の職員などに対して講師となり研修を行ったほうが、より効果があるのではないかと考えますが、本市の見解を伺います。

次に、新庁舎建設事業ですが、継続費を設定してありますので、今回の受託者が事業完了まで全ての業務を行うのか伺いたいと思います。

次に、民間教育・保育施設改築等事業ですが、民間の保育園に次世代を担う子どもたちの

育成を委ねる傾向が大きくなっています。民間の保育所に対しては、適切かつ平等に情報提供などの対応をしていただきたいと思いますので、今後、適切かつ平等な取り組みや指導を行うのか伺いたいと思います。

次に、スポーツ振興事業ですが、市民体育祭の開催に当たっては、スポーツ推進委員にお願いするということでございます。そうしますと、予算の中身もだいぶ変わるであろうかなと思われるので、具体的な状況をお知らせいただきたいと思います。

最後になりますけれども、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業ですか、これは僕の個人的な見解ではありますが、ドイツ語というのは非常に難しいです。交渉するには有能な通訳者をお願いしなければなりませんが、ただ言葉の通訳ではなく、卓球競技に精通している方や、交渉相手との面識がある方をお願いすべきと考えますが、お尋ねいたします。

また、ドイツ卓球協会に精通する人物とともに、一緒になって誘致活動に努めたほうが効果的であると考えますけれども、本市のその点における見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 農業所得の直近の推移でございますが、先ほど過去3か年等の平均を求めたということでございますけれども、平成25年ですけれども、前年度比11.54%の増、34億円ほどでございます。26年度が所得金額が30億円、前年度比12.31%の減、27年度が27億4,000万円ということで前年度比8.89%の減、28年度が33億4,000万円ほどで前年度比22.12%の増ということで、年度ごとに変動しているというような状況でございます。過去3か年の増減率の平均をとりまして、28年度の所得金額から1.5%の増ということで29年度の所得金額を推計したところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 地方交付税についてお答え申し上げます。

本市の見解ということでございますが、今回の予算の積算で申し上げましたとおり、縮減の幅というのが少し圧縮されまして、そこはありがたかったなという感想を持っております。もう少し前の状態での積算につきましては、一本算定と合併算定替の差が20億円と言われた時代もございましたので、そこから比べますと、合併算定替と一本算定の差が縮まってきたことは、本市の財政運営での歳入を確保するに当たって、非常にありがたいことだなという

ふうに思っております。それを踏まえまして、今回の予算編成が比較的順調にできたというふうに理解をしております。

ただ、この後、平成32年に向けまして、地方交付税の合併算定替の低減というのは必ず訪れます。金額は別にしまして、今30%でございますが、100%まで減っていくのは事実でございますので、気を緩めることなく、国の動向も注意深く見詰めながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 研修の関係であります。学んできた職員が講師になって、他職員にというお話がございました。現実には、学んできた職員については、少なくともその内容を全て記載し、自分の感想も含めて、こういう内容を学んできたということをその課の中で供覧するような、いわゆる報告書ですね、それを作って回しているものと思います。そうすることによって、各職員がみんなこういうことがあるのかということで理解していただいているもの、そのように思っています。

ただ、直接講師になって、それ以外のところにもということでありまして、まだ現実には若い職員が行って学んできている事例も現実にありますので、その辺まで進めるのはなかなか難しいと。ただ、少なくとも、高度なもの、いわゆる事業評価であるとか、そういったところについては職員がある程度説明をしながら研修会を開催したりしている、そういう事例もあるということでありまして。

それと、（５）事業完了まで、新庁舎の関係なんですけれども、これは４年の継続費ということで今回進めています。29が基本設計、30がおおむね実施設計、その後は事業執行に伴う管理業務が入ってまいります。そういったところも含めて同一業者で行えるように持っていきたいと、そのように考えております。

○議長（佐久間茂樹） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それでは、民間教育・保育施設改築等事業に関連しまして、民間保育所等への情報提供はというご質問でございますが、これまでこのような施設整備に関するもの、あるいは地域子ども・子育て支援事業助成金ですとか補助金に関するもの、また施設型給付費に関するものとか、それぞれ国・県からの情報につきましては、文書、急を要するものについてはメール、ファクス等でお知らせしております。また、感染症予防に対する緊急を要する情報とか、そのようなものにつきましても、民間の保育所、認定こども園

に一斉に情報提供しているということでございまして、今後もこのような取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 体育祭の関係ですけれども、今年度の補助金、予算も変わるのではないかとありますが、こちらのほうはスポーツ推進委員の方々に、業務の増加が見込まれますけれども、イベントとしての予算はこのままの予算を設けたものです。スポーツ推進委員は年間の報酬をもらっている中での業務量の増ということになります。

さらに、ドイツの面会する相手の考え方ですが、現在、旭市を訪れたことのあるドイツのクラブチーム、こちらの関係者とのやりとりはしております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、1号議案、順次ご質問いたします。

まず、39ページ、臨時財政対策債についてであります。これは答弁漏れのないように、分けて質問します。

まず1点目は、交付税の代替でありまして、これは発行可能額の借入金については交付税に算入されますが、平成27年度の決算においては、実質収支で約24億円という差がありました。そのような中で、行政というのは、予算につきましては効率よく使う、これが大前提であります。そんな中で、なぜ借りなければならないのか。

2点目は、先般の答弁では、この臨時財政対策債、借り入れで1回入り、支払いの時には交付税として算入される。つまり2回入って出は1回という認識でございまして、普通はこういう借金というのはないわけでございます。そういう中で、これは国が借金できないので、国にかわって市に借金をさせ、支払いの際には交付税算入するというのがこの仕組みです。それだけ有利な臨時財政対策債であれば、発行可能額全額をなぜ借りないのか。また、借り入れが大きく下回っている市町村があるのはなぜなのか。そこで、このことについては、市長はどのように認識した上で予算編成に当たったのか、市長に伺います。

次に、57ページ、負担金補助及び交付金、千葉県市町村職員共済組合負担金、これは中央病院の分でございますが5億7,500万円ほどあります。これは中央病院から入金された額を代わって払うというだけですが、どのような内容か伺います。

次に、63ページ、13の委託料、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料についてであります。これにつきましては、市長の年頭の所感でもありましたが、年頭の所感というのはその年にやるのが普通、一般的な考えですが、そんな中で、この支援業務の計画の期間は何年から何年までなのか。それから、事業化するための支援業務の委託料の具体的内容について伺います。

次に、72ページ、負担金補助及び交付金の中で、出会いの場創出事業補助金についてであります。提案理由で、さまざまな婚活イベントの開催ということでございますが、今までとは違って、どのような趣向の計画をしているのか。また、どのような関係団体と連携をするのか。その上で、今年の開催の回数と参加人数の見込み、そして直近3年から4年間の開催回数と参加者人数、また結婚までに至った件数。

次に、73ページ、委託料の地域公共交通網形成計画策定業務委託料についてであります。先ほどもこの問題は出ました。しかし、また若干納得のいかない面もございますので、これは再度質問させていただきます。

老人などの交通弱者の移動を補完するのが現在はコミュニティバスであります。そのためには、利用者が少ないから減らすのではなく、発想の転換で、利用しやすい対応で利用者を増やす。それは実態を一番把握している設置者である旭市でございますが、先ほどの答弁では、これらを全て業者に委託してしまうという話でございますが、なぜこれを市としてできないのか。業者に委託する中でどんなメリットがあるのかお伺いします。

次に、108ページ、敬老大会開催の事業でございますが、数年前に参加者への茶菓の配付を中止した結果、翌年、参加者が激減したために、再度この茶菓を復活しましたが、廃止以前から現在までの参加者の推移についてお尋ねいたします。

次に、136ページ、負担金補助及び交付金、旭中央病院運営負担金についてであります。これは中央病院への交付税分だと思いますが、28年度予算と比較しての増減額について伺います。

次に、138ページ、委託料、がん検診委託料についてであります。がん検診の種類と昨年の対象者数と受診者数、そしてまた今年の計画、そして胃がんの検診方法について伺います。

143ページ、負担金補助及び交付金の東総地区広域市町村圏事務組合負担金についてであります。昨年と比較して大幅に増えていますが、その要因について伺います。

次に、163ページ、負担金補助及び交付金、幽学の里で米作り交流事業補助金についてで

ありますが、昨年までとは全く名称を変えた補助金でありまして、そういう中で、どのような組織に補助するのか。また、その組織の事業内容と市のメリットについて伺います。

それから173ページ、13の委託料、害虫防除委託料84万1,000円ではありますが、どのような害虫を対象とするのか、そしてこの委託先について伺います。

173ページ、19負担金補助及び交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金についてであります。どのような鳥獣が対象になるのか、そして今どのくらい生息しているのか。また、交付金ということは駆除した対象のものに1頭または1羽幾らで払うということなのか。

次に、213ページ、負担金補助及び交付金、旭地区安全運転管理者協議会負担金についてありますが、この協議会の会員は、会則では事業者なのか、事務所なのか。それとこの会費はどのようにこの会の中で設定されているのか伺います。

次に、218ページ、13委託料のハザードマップ作成委託料についてありますが、昨年も450万円ほどかけて作っていますが、毎年作らなければならないのか、今年度の具体的な内容について伺います。

次に、269ページ、これは東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業でございまして、先ほども質問ありましたが、この誘致に派遣する人数と構成メンバーにつきましては分かりました。しかし、言葉も通じない、面識もないのに、そういう中でそれぞれの派遣される方々の役割ですね、どういうふうになっているのか。そして、卓球団体の事務所でなく、なぜ大会開催地への訪問なのか。

それと、県とこのドイツの市とは交流があるということですが、誘致相手はあくまでも卓球団体でございます。現実には即して、どのような役職の人とコンタクトがとれているのか、またとれるのか。それから、国内でも旭市といっても知名度がないのに、まして外国、旭市の実態は全く認識がないのに、ドイツへ行ったから誘致できるという確証はないわけでございます。そういう中で、誘致するためのシミュレーションについて伺います。

以上で1回目の質問を終わりますが、答弁につきましては、今私が質問した順序でお願いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 1回目の質問で1点、質問漏れがありましたので、追加させていただきたいと思います。

56ページでございますが、19負担金補助及び交付金の中で、職員厚生事業助成金についてありますが、この職員互助会への助成金、これは公務員への優遇が問題化した時に、今の時代にはそぐわないと、県も平成16年には廃止しております。いまだ助成する根拠と県内市町村の状況についてお尋ねします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 臨時財政対策債について、市長の考えはということでありますので、お答えをしたいと思います。

予算編成をしていく中で、やはり財政力の不安定な地方自治体にとって、この臨時財政対策債は交付税と同じような考えで予算編成をしているところでありまして、ほかの自治体、地方の財政力の弱い自治体と同様に、旭市も最初から臨時財政対策債を入れて予算編成をしていると、そんな考えでいるところでもありますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 臨時財政対策債について、私からももう少し答弁を申し上げます。

臨時財政対策債は平成13年度から始まった制度でございます。その元利償還金は、ご質問にもありましたとおり、後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。この制度によりまして、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように財源の保障がされているところでございます。

したがって、国は臨時財政対策債につきましては、普通交付税と同じものだというふうに見解をしております。私どももそのように認識しております。この発行によりまして、地方公共団体の財政の健全性が損なわれるといったことはないというふうに説明も聞いておりますし、認識しているところでございます。

それと、なぜ全額借りるかというようなご質問もございました。当初予算を編成していく

中では、やはり歳入について過大に見積もることが難しゅうございまして、結果としまして歳入が上ぶれということは決算の時には出てまいりますけれども、予算ベースの時に歳入を過大に見積もることは避けなければならないことだと認識しておりまして、そういった中で財源手当てをするために臨時財政対策債を借りているというところがございます。結果、決算の時には、多少圧縮した形で借りているという状況もございます。

あと、借りない団体もあるのではないかとのご質問もございました。確かに県内には借りていない団体もございます。借りていない団体の代表は、普通交付税をもらっていないところ。別の言い方をすれば、財政力がなくて、財政力指数が1以上で普通交付税をもらっていない団体が、臨時財政対策債を借りていないところがございます。それは臨時財政対策債を借りたにしましても、後ほど地方交付税の中で算入されるといっても、結果として現金にはあられないということで、借りても意味がないということで借りていないというふうに認識をしております。

ただ、地方交付税をもらっているんだけど借りていないという団体も散見されます。それはその団体の財政運営の考え方ということなのかなと思っております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 申し訳ありませんでした、言葉が足りなくて。

以前、9月議会でもございましたでしょうか、私から2回入って1回出ていく、だから1回残るというご答弁を差し上げました。その言い方がもし分かりづらかったとすれば、もう一度申し上げたいと思っております。

2回入って1回出ていくというふうに申し上げましたのは、最初に臨時財政対策債を借りる時点でお金が一度入ってまいります。現金が入ってまいります、借金でございますが。それに対して、今度は、借金ですので、返済をしてまいります。それが1回出ていくという意味でございます。さらにその返済に対して、地方交付税で算入されると。これがもう一度入ってくるという意味です。そういった意味で、それをちょっとはしりまして、2回入って1回出ていくというふうにご回答したものでございますので、ご理解を賜ればと思います。

それと、27年度決算で黒字がかなり出たのに、なぜ借りたかというご質問もございました。27年度決算につきましては、結果としまして24億円ぐらいの黒字ということになりましたけれども、臨時財政対策債を借りるというのを見きわめる時点では、そこまでの見込みが立て

られなかったというところでございます。最終的にはかなりの額の黒字になりましたけれども、臨時財政対策債につきましては、結構早目の時点で国に対して借り入れの申し込みをしなければいけませんので、その時点では決算の見込みというのがなかなか立てづらかったというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、56ページの厚生福利の関係であります。まず根拠と、それから県内の状況ということでありました。

根拠につきましては、地方公務員法の中で厚生制度という規定があります。これは第42条です。「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」ということがありまして、旭市におきましては互助会という、職員全員が加入している組織の中で厚生事業等を実施しておりますので、そこに助成をし、行っているということであります。

それと、県内の状況ということですが、県内は53市町村ございます。このうち26の自治体が互助会に支出をしているということになります。ただし、互助会がない団体もあって、そこについては会計の中で別途支出をしております。じゃ、その数がどれだけあるのかというのは、ちょっと細かなところは調べられておりません。という状況があります。

ちなみにあと、県の互助会という制度がありまして、ここについては全ての団体が公費で負担をしております。

次に、57ページの中央病院の共済組合負担金の関係です。5億7,515万5,000円の内訳、内容ということでありました。この内訳なんですが、基礎年金拠出金、これが4億2,000万円弱。事務費が別途2,000万円ほど。追加費用として1億3,500万円というのがあります。これらを合計して、市を経由して共済組合のほうに納めるということになります。これは独法化に伴いまして、地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法等において、この部分については、国、地方公共団体等が負担することとなっております。ですので、一般会計に計上し、一括で支払いまして、後に病院より同額を負担していただいているものでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、63ページをお願いします。

13委託料の生涯活躍のまち事業化支援業務委託料、ご質問が2つほどありました。この委

託の計画の期間、それと具体的な内容についてというご質問です。

まず、生涯活躍のまちにつきまして、委託の内容を説明するのに必要ですので、若干内容について説明させていただきますと、まず総合戦略に重点戦略として位置づけしてあります。旭中央病院周辺でまちづくりを行っていきたい。内容としては、医療・介護機能の集積、さらに隣接する道の駅とも連携させることで、都市部の住民を呼び込み、人口増加や雇用の創出を図り、人口減少の歯どめと持続可能なまちづくりを行っていくというのが事業の構想の内容です。この構想を実現していくために今年度、委託料として盛ったのがこの予算ということになります。

具体的には、委託期間というのは1年で、今年度の予定ということでお話しさせていただきますと、先ほど都市部の住民というのがありましたので、その辺をターゲットとして、都市住民のマーケティング調査として、ニーズ調査ですとかワークショップ等の開催を行い、また事業化に係る支援として情報収集やデータの分析、資料作成等を行っていきます。なお、経費のほうにつきましては2分の1、約600万円くらいですが、について地方創生推進交付金を充当するということを予定しております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から72ページ、出会いの場創出事業補助金についてお答えいたします。

まず最初に、さまざまな婚活イベントということで、例年セミナーやパーティー等を行っております。今年度につきまして、新たに始めたようなイベントにつきましては、まず夏に縁日風のイベントという形でやっております。また、手作りのレジンアクセサリーというのも秋ごろやっております、通常またバスとかクリスマスは例年やっているんですが、それ以外に、2月にカジュアル婚活ということで、スポーツレクをしながら行う。また、MCに吉本の芸人さんと呼んでというような形で新たにやっております。またあと、3月に行うものとしてはメイクレッスンとネイルという、これもちょっと新たにやる予定です。

続いて、関係団体との連携ですけれども、まず出会いの場のコンシェルジュ、委員さんのほうに商工会の方やちばみどり農協さん、青年会議所の方、中央病院の方に入っている、募集等についてはそういったところをお願いをしたりして連携をしています。

また、近隣市、香取市や匝瑳市、銚子市等とも連携するような形で実施しております。昨年度につきましては県とも連携して、実際に婚活イベントを実施したという形になっており

ます。

今まで実施した過去5年間のイベントの開催数と参加者数につきましては、平成23年度にイベントを12回で参加者数が296人、平成24年度がイベント14回で参加者が308人、平成25年度がイベント13回で286人、平成26年度がイベント11回で参加が218人、平成27年度がイベント9回で215人となっておりまして、28年度、今年度につきましては、一応イベントを10回計画しまして、1回中止になりましたが、今月開催予定の婚活イベントを含めて9回開催で、参加者数は181名となる予定です。

続いて、結婚に至った会員の数なんですけれども、現時点で、この3月3日時点で89名となっております。これも過去でいきますと、報告があった人数なんですけれども、23年が9名、24年が8名、25年が12名、26年が10名、27年が10名、今年28年が13名という形になっております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 73ページをお願いします。公共交通網形成計画の委託料についてのお尋ねです。利用しやすい対応をすべきではないかというご意見で、さらには委託するのは市の職員が一番知っているのではないかというようなことです。委託することでメリットは何かというお尋ねです。

先ほどの林晴道議員のところでも回答させていただきましたが、委託の内容につきましては、市民の移動実態ですとか、公共交通へのニーズの把握、それらを集客施設ごとですとかいろいろな形でデータをまとめます。それらを基に、市民の移動実態を分かりやすく見える形で整理したいと考えております。それには収集したデータが膨大であるというようなことを直感的に理解できるように、地図データ等を活用して分析することが有用と考えています。

このことから、専門的知識を有した技術者を活用したいということがあります。また、公共交通に精通しているコンサルタントは全国各地の優良事例、あるいは失敗事例といった情報を豊富に蓄積しておりますので、見えてきた課題を踏まえ、旭市民にとって望ましい公共交通を検討していくに当たり、助言、提案を受けることが有益、つまりメリットだというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、私のほうから、108ページになります。

説明欄5の敬老大会の開催事業について、一度パンとお茶を廃止したということもありま

して、多少人数が減ってきているということで、過去の出席者の推移ということでございますので、過去5年間の出席者数を申し上げます。平成24年度は1,747人の参加でございました。参加率としましては13.4%でございます。平成25年度につきましては台風のため中止で開催してございません。平成26年度、この年がパンとお茶を廃止した年でございまして、参加者数は894人、参加率が6.7%でございました。平成27年度、1,190人、参加率が9.0%。平成28年度につきましては参加者数が1,106人、参加率としましては8.2%でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、136ページの旭中央病院運営費負担金の内訳につきましてご回答申し上げます。

中央病院の負担金につきましては、予算書にも表記してありますとおり、平成29年度の予算が25億737万1,000円で、前年度の予算と比較しますと1億1,098万5,000円でございます。

その内訳でございますが、まず普通交付税分でございます。この金額が15億5,397万6,000円、前年度と比較して7,430万3,000円。特別交付税が7億2,059万円、前年度と比較して5,591万3,000円。そのほかのルール分として1,923万9,000円、前年度と比較してマイナス1,923万1,000円。最後に退職手当の縮減分としまして2億1,356万6,000円、これは前年度と同じでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川勝子） それでは、健康管理課のほうから予算書の138ページ、13委託料のがん検診委託料についてお答えいたします。

まず、ご質問のほうですけれども、4点ほどございまして、がん検診の1点目、種類ということで、種類につきましては、胃がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診の6種類でございます。

続きまして、2点目の28年度のがん検診の対象者と受診者数ということでございますけれども、まず胃がん検診につきまして対象者数4万1,691人、受診者数が4,399人。子宮頸がん検診、対象者1万4,357人、受診者数が3,210人。それから乳がん検診の超音波検診のほうですけれども、対象者数が3,579人、受診者数が1,276人。乳がん検診のマンモグラフィのほうですけれども、対象者2万1,911人、受診者数が6,440人。肺がん検診、対象者数4万1,691人、受診者数が8,534人。大腸がん検診、対象者4万1,691人、受診者数が6,149人。前立腺

がん検診が対象者 1 万 5,105 人、受診者数が 2,160 人となっております。

3 番目の胃がん検診の方法ですけれども、現在、旭市におきましては、エックス線検査ということで、バリウム検診のほうを行っております。

それから、4 番目の平成 29 年度の計画ということですが、計画につきましては、28 年度と同様に 6 種類のがん検診を行う予定であります。人数につきましては、胃がん検診を 4,400 人、子宮頸がん検診を 3,200 人、乳がん検診の超音波健康診査を 1,300 人、乳がん検診のマンモグラフィを 6,500 人、それから肺がん検診を 8,500 人、大腸がん検診 6,300 人、前立腺がん検診 2,200 人の受診者を見込んでおります。

以上で健康管理課のほうを終わります。

○議長（佐久間茂樹） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 予算書 143 ページ、環境衛生事務費の負担金補助及び交付金のうち、東総地区広域市町村圏事務組合負担金が前年度と比べて増加した理由についてお答えいたします。

平成 29 年度の当初予算は 2 億 522 万 2,000 円に對しまして、平成 28 年度の当初予算は 5 億 592 万 9,000 円でしたので、1 億 4,929 万 3,000 円の増となっております。この増加した理由といたしましては、東総地区広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理事業特別会計の予算が平成 29 年度 6 億 800 万円に對して、平成 28 年度は 1 億 8,250 万円でしたので、4 億 2,550 万円の増となったことにより、旭市の負担金が増加したものであります。

この予算が増加した主な理由といたしましては、事業の進捗に伴いまして、来年度、新年度ですけれども、施設整備計画地の用地補償費、物件補償料、これらの予算を計上したことによるものでございます。ちなみに旭市の 29 年度の負担率は、事業費に對しまして 37.2% となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農水産課からは 3 項目について申し上げます。

まず 1 つ目です。163 ページ、説明欄の上から 6 行目、幽学の里で米作り交流事業補助金 100 万円です。どのような組織への補助かということでした。これにつきましては、旭市都市農漁村交流協議会へ補助するものでございます。こちらの交流協議会につきましては、都市住民とのさまざまな交流を通じて、千葉県内トップクラスの生産額を誇る農産物に代表される産物や豊かな自然など、地域そのもののよさを県内外に広く PR し、もって本市産業の

さらなる発展を図ることを目的として設置された協議会でございます。

それから、事業内容でございます。事業内容につきましては、この旭市都市農漁村交流協議会が主催いたしまして、地元農家の方々や県などの関係機関にご協力をいただき、田植え、稲刈り等の米作り体験や、田んぼの生き物調査、イモ掘り、餅つきなど、さまざまな体験を通し交流を行っております。

また、サッカークラブのジェフユナイテッド市原・千葉レディースU-15の皆さんが夏休みを利用して、5日間の日程で市内農家に宿泊しながら農作業体験や市内サッカースポーツ少年団などの児童との交流なども行っております。

3つ目にメリットでございます。メリットにつきましては、市内はもとより、市川などの葛南地域や東京方面から毎年延べ1,000人以上の参加をいただいておりますので、旭市産の農畜水産物のPRや交流人口の増加により、旭市のファンの拡大につながっていると考えております。

続きまして、173ページの説明欄3、有害鳥獣駆除事業、これの13委託料の害虫等防除委託料はどのような害虫が対象かということでしたが、これにつきましては、カラスやイノシシの駆除の委託料になります。それから内容ですけれども、この委託料は猟友会のほうに委託して行っておりまして、カラスが6月から8月の期間に駆除を行っております。それからイノシシの対策ですけれども、猟友会のほうへは箱わなの設置や移動、巡回等の委託料になります。それから、そのほかにカラスやイノシシの駆除をする際に安全確保をしなければいけないということで、巡視員もつけます。巡視員といいましても、これは猟友会の中からですけれども、その巡視員の委託料も含まれて、それらが内容となっております。

それから、同じくそのすぐ下の19の負担金補助及び交付金の鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、この対象はどのような鳥獣かということでしたので、これは対象はイノシシになります。

それからその生息数というご質問がありました。このイノシシの生息なんですが、いるところは銚子、それから旭、東庄の境あたりの山林にいるのではないかとということですが、生息数は実際には不明でありまして、不明といいながらも100頭くらいはいるんじゃないかというようなお話もございます。ただ、そういったあたりで移動して歩いておりますので、なかなかちょっと確認できないような、何匹かというのは確認できない状況であります。

それからあと、この補助金、1頭1羽に対するものかということでしたけれども、これはそういうものではなくて、箱わな、それから動物の行動観察用のカメラ、そういったものの

購入に充てるものでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 先ほどの答弁をちょっと訂正させていただきたいと思います。

143ページ、環境衛生事務費の東総地区広域市町村圏事務組合の負担金の関係で申しました、平成29年度の当初予算に対しまして、平成28年度の当初予算を私、5億と申しましたけれども、正しくは5,592万9,000円の間違いでございましたので訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（品村順一） それでは、消防本部より、213ページ、説明欄19、負担金補助及び交付金のうち、旭地区安全運転管理者協議会負担金についてお答えします。

協議会の規約は、事業所か、事務所か、それと開始の設定についてお答えいたします。

消防本部は、道路交通法第74条の3により義務づけられている一定台数の自動車を使用している事業所であることから、安全運転管理者等を選任し、公安委員会に届け出ております。旭地区安全運転管理者協議会負担金は、それに伴う経費等であります。

安全運転管理者は、乗車定員が11人以上の自動車1台以上、その他の自動車5台以上を使用している場合、自動車使用の事業所、本拠ごとに1名を選任するものです。また、副安全運転管理者は、自動車の台数が20台以上の場合は1名、台数が20台を超えるごとに1名を追加選任し、届け出ることであります。

負担金額は、安全運転管理者が1万5,000円、副安全運転管理者は1万円ですが、その他として、ともに法定講習受講料4,500円が必要です。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、218ページの防災体制支援事業のうち、委託料のハザードマップ作成委託料についてお答え申し上げます。

毎年作るのかというご質問でございましたが、28年度にも予算計上しておりましたけれども、これについては、土砂災害のハザードマップということで、全く地域が別、縮尺も違うということで、これは千葉県指定に伴いまして作成するものということであります。

今回予算化しておるものの内容ですが、津波ハザードマップと防災マップ、この2種類を予定しております。これらは、地域防災計画の修正に伴いまして、それぞれ避難場所の見直

し等を行いまして、修正する必要が生じたということで作成するものであります。金額であります、それぞれ津波ハザードマップが181万5,000円、防災マップが198万7,000円であります。2万7,000部を予定しまして、全戸配布の予定。

それと、今持っているものなんですけれども、これは津波ハザードマップが平成24年度、防災マップは平成25年度、いずれも在庫が少なくなっておりまして、今回作成する必要があるということであります。

ちなみに、この事業につきましては、県の地域防災力向上総合支援補助金、これを活用いたしまして、作成に要する経費の2分の1が県から助成される予定になっております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） それでは、269ページ、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業についてですが、それぞれの役割ということなんですけれども、市長をはじめとした推進本部の設置されている課の職員が赴いて、誘致を目指すものでございます。トップセールスを行うものです。

なぜ事務所ではなく、デュッセルドルフ市なのかということですが、実は5月29日から6月5日において、デュッセルドルフ市において世界卓球大会が開催されます。この直前になりますと、ドイツも含め、世界から卓球関係者が一堂に集まるため、この時期を狙ってデュッセルドルフ市を訪れようとするものです。

また、誘致相手、卓球団体とのコンタクトはとれるのかということですが、誘致相手はドイツチームになりますので、このドイツチームを誘致するための交渉ということになります。

また、確証はないのにシミュレーションはということなんですけれども、現在、会えるように面談交渉を目指しているところで、キャンプ地誘致につながるようアピールをしたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、39ページの臨財債でございますが、行政の予算というのは毎年そんなに変わらないわけですね。そんな中で、平成27年は24億も出しているわけですよ、実質収支で黒字がね。そうすると、28年、29年だってそうそう変わりはないと思いますよ。

先ほども言いましたように、行政というのは予算をいかに効率よく使い切るか。民間とは

違うわけですよ。結局こんなに予算を余すということは、逆に仕事をやらないということになっちゃうんですよ。いずれにしても、市は民間と違いまして、貯金積むのが目的じゃないですから。何でこんなに予算を余した中で、恐らく29年も臨財債を借りているわけです。27年の結果を見れば、あえて私は借りる必要はないと思うんですよ。そこで、なぜ借りなければならないのか。

それから、そんな中で、課長たびたび、2回入ってきて出は1回だと。こんないい国の補助というか交付システム、どこにあるのか。ましてや国は金がないという時ですよ。そんな中で、本当に2回入って出が1回なのか。これを十分説明していただきたいと思うわけです。今のシステムでは、基準財政需要額というんですか、それは人口、面積などを含めた単位費用ですか。そこにあとは結局国が借金した分、面倒見ますよと。それを足したのが俗に基準財政需要額。基準財政需要額というのは誠に簡単にできているわけですよ。

そんな中で本当に、この臨財債を含めた今の合併特例債が、よくメリットがあると言いますが、本当にメリットがあるのか。一番簡単なのは、27年に私、課長に頼んで、交付税の関係を調べてもらいましたよね。27年は結局、人口、面積、それらの交付税、18年度と比較して12億円も増えているわけなんです。それで、合併特例債、臨財債を含めたのが、やっぱり18年度と比較して9億6,000万円も増えている。その合計が21億7,000万円になるわけですね。

しかし実際、地方交付税として入ってきたのは18億円しかないわけですよ。これはあれも含めてですよ、特交も含めて。今、国の交付税ですか、昔も今も国から出る交付税の出口ベースはほとんど変わらないわけですよ。27年度でも国からの交付税が16兆8,000億円、そして18年も15兆9,000億円ですか、8,000億円しか増えないわけですよ。ということは、結局シーソーと同じで、臨財債、それから国の合併特例債、借金部分は見ますよといったって、片方はそれはちゃんと見てくれるけど、片方は減っちゃうでしょう。そうしたら、果たしてそこに本当に、これが別々に地方交付税は地方交付税で来る、それから借金分を国が面倒を見てくれるならいいけど、まるっきり合算した中で見ているわけです。

ですから、要は片一方が減れば、合併特例債とか臨財債の分は確実に見てくれても、実質の真水に使える交付税が少なくなっちゃうんですよ。そんな中でなぜこの、そういう2回入って1回という根拠があるのか。

次に、56ページの職員厚生事業助成金の件ですが、厚生に関する健康診断とか、そういうことを答弁されておりましたが、昔はともかく、今は職員の健康診断は別の予算を組んでやっているわけですよ。今、厚生労働省通達で何人以上の企業は、社員、職員の健康診断をや

りなさいという中でそうになっているわけです。ですから、そこで、じゃ出す根拠は何もなくなっちゃうわけですよ。

近隣だって出さないところもある。それと、よく県は、市は県に準じてと。県に準じているならなぜ出すのか。それと同時に、先ほども課長言っていたように、たしかもう房州の館山あたりは、職員のそういう受け皿はもうなくなっちゃっているわけですよ。職員互助会なんかというのは。そういう中でなぜ出すのか。そしてこれは行革の中でどのように検討されたのか。

次に、57ページ、千葉縣市町村職員共済組合負担金ですか。そうしますと、中央病院の年金分ですか、それは市を通してやる。それから退職金なんかは病院で積み立てると。なぜそういうふうに分かれるのか。本来であったら何も中央病院が直接積んだっていいじゃないかと思うんですが、その辺お尋ねします。

それから、63ページですか、この事業、今年1年間ということなんですが、今年1年の計画を何で作る必要があるのか。結局ここに幾らいい計画を作ったって、今、仁玉川の関係で、これは行政がやればまだしも、民間があそこを転用といったって、絶対通らないと思いますよ。それは、結局あそこは耕地整理区域になっている仁玉川の改修工事が終わって、まだ仁玉川が続いていますね、工事が。そんな中で、7年とか8年とかそれは転用できないという縛りがある中で、例えばそれが転用許可がおりるとしても、これから10年かかるわけです。そんな中で、まるっきり実際にできない事業、その計画をこんなに金かけてなぜ作るのか。

それから、次に72ページ、出会いの場創出事業ですか。28年度、だいぶできて、結婚に至った件数が多かったようでございますが、そんな中で、農協なんかもやっているわけです。これは重複しないですかね。と同時に、かなりいろいろイベントをやっているんですが、これから見ますと、1回に10人くらいなんですよ。それでこんなになぜ結婚に至る件数が多いのか。

次に、73ページ、委託料の地域公共交通網形成計画の策定業務でございますが、先ほど林晴道議員の答弁でありましたが、実情を踏まえた中で計画を作るということですが、一番知っているのは市の皆さん方じゃないですか。そんな中で、なぜこんなに金をかけて作るのか。

今の実態ですか、ちょっとこの間、コミュニティバスの時刻表なんか、結局これを作るためですよ。それならなぜ市でできないのか。この予算、880万円あるわけですよ。市民がなぜ利用しないか一番分かっているでしょう。

それと同時にやはり今、これを見ますと、どこを基準に時刻表を作っているかといえ、

駅とか病院なんですよ。しかし今度はこのコミュニティバスも、中央病院ももう患者を受けないわけですよ、現実には。かかりつけ医ということで。そうすると、この辺もだいぶ変わってくる。それからちょっと旭市内でも過疎地は買い物難民もいるわけですよ。ですから、そういう実態を一番知っている中で、こんなに金かけるなら職員がこれをベースに作ったらいいと思うんですよ。何でそんな余分な金を使うのか、まして今、行革を進めている中で。

次に、108ページの敬老大会でございますが、年々これ人が減っています。そんな中で、パンを出さないということで、翌年に減るならいいけれども、その年に何で減ったのか。それと同時に、先ほどの答弁ですと10%減っちゃっているわけですよ。10%を切っちゃっているわけですね。

いずれにしても、今の時代、催し事を計画して、人が集まれば、それはもう大成功だと言われる時代なんですよ。そういうことの中で、せっかくこういう催しをするなら、ましてやこれがどんどん年寄りが増える中で催し事を計画するなら、どういうふうにしたらこの敬老大会、人集めができるか。ひとつ計画がありましたら、その計画をお願いしたいと思います。

それから、次に136ページ、この旭中央病院運営費負担金でございますが、昨年から見えて増えています。しかしながら、今度は一般会計の中で交付税は減っているわけですよ、そうすると、実質、旭市の交付税はもっと中身的には減っちゃうと思うんですよ。それをどういうふうに見ているのか。

次に、138ページ、いろいろながん検診があります。そんな中で、結局まず検診率がちょっと低いと思うんですよ。結局検診をすることによって早期に病気が発見できると。それは国保にも関係してくるわけなんですね。ですから、そういう中で、この検診率を上げる方策ですね。

そして今、先ほど胃の検査はバリウムという話があったわけですが、バリウムでは実際、はっきりした検診ができないということを多々聞いているんですよ。そういう中で、課長、最後のお骨折りとして、結局受診率がどういうふうにしたら上がるか、その計画。それとともに、せっかくやっても効果がなくちゃ何もならないから、そのバリウムを例えば胃カメラにするとか、そういう計画がないのか、お尋ねします。

次に、143ページの東総地区広域市町村圏事務組合の負担金の件でございますが、事務組合の中でごみの焼却施設、この用地補償だということでございますが、用地補償というのは、焼却場の部分とともに、最終処分場の用地までかかるのか、その辺お尋ねします。

それから、163ページ、幽学の里で米作り交流事業補助金でございますが、これ幽学の里ということで、ここに限定してありますが、これは幽学の里だけじゃなく、あらゆる交流ということになると思うんですが、そんな中で、協議会はどこにあるのか、それで実際どんなメンバーなのか。それとともに、先ほど市川なんかでという話がありましたけれども、この市川の子ども会というのは長いんですよ。

というのは、私がちょうど農協にいた時に、農協と取引のある業者が、たまたま向こうの子ども会をやっている、こういう考えがあるんだけどという中でこれを取り入れたわけなんですけど、しかしこの業者が子ども会の会長をやっていた、そのあれですか、学区の子どもですか、こっちへ呼んだ経緯がありますがね、結局、せっかく交流しても、旭市を宣伝できるメリットがなければ何もならないわけですよ。ということは、やはりこの地域の方々の近くに旭市のものを、商品売っているスーパーでも店舗でもなくちゃ何もならないわけですよ。それでハエが餌食って行くようなものなんですよ。そんな中で、現実今までどういうメリットがあったのか。

それから、173ページ、害虫等防除とありましたので、私は何か今、マキクイムシですか、これがだいぶ問題になっている中で、これかと思いましたが、害虫というのはカラス、イノシシですか。これを言うということですね。もうちょっと名称を変えたほうが。私はこれがあったから質問したんです。名称を変えれば質問しなかったんですよ。

それから、173ページ、鳥獣被害防止総合対策ですか、実際どのぐらいのイノシシがいるか、まだ見当もつかないわけですが、そんな中で、カメラ、箱を設置するということですが、これは~~じゃ~~、当然、1羽幾ら、1頭幾らなら、これは分かりますけれども、~~じゃ~~これはどこか組織の受け皿があるということですか。補助金で出すということでしょうから。

それから、次に213ページ、先ほど答弁いただきましたが、この協議会の会員は事務所、事業所ということでここに加入して、この会費を払っているわけですが、この安全運転管理者協議会負担金。これは総務課にもあるんですよ。消防にもある。それから環境衛生にもあるんですよ。環境衛生はごみの焼却施設ですか、ここに組んであるんですよ。この会員の会則は事業者となっているのに、それがみんな事業者なんですかね。事業者というのは旭市じゃないんですか。そんな中で、よく予算査定とありますが、予算査定をやった中で、我々凡人でも予算書を見たら分かるんですよ。それがまして専門職の皆さん方が見て、それは全然気がつかないんですかね。

次に、218ページ、ハザードマップ、私は同じものかなと思ったんですが、28年は土砂、

29年度は津波なんかのハザードマップということですが、このハザードマップというのは、それぞれ何年ごとに作るのかお尋ねします。

それから、最後の269ページですか、ドイツ誘致に行くのはいいんですよ。それで、そんな中で、普通であつたら、誘致するのに出先に出かけるというのはちょっと失礼じゃないんですかね。本来だったら、やっぱりドイツの卓球協会の本部のあるところへ行くのが普通だと思うんですよ。それと同時に、千葉県とそのドイツの市はある程度交流があるということですが、じゃドイツのその市とドイツの卓球協会ですか、これがどれだけ連携をとれるのか。ここだってそうでしょう。旭市が千葉県の卓球協会とはそんなにコンタクトとれないでしょう。そんな中でどれだけとれるのか。

そして、いずれにしても、誘致するのは卓球協会ですから。ドイツのその市と、先ほど市長とかなんとかコンタクトがとれるという話ですが、その辺とコンタクトがとれたって何もならないと思うんですよ。ですから、その辺をどういうふうに考えているのかお尋ねします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 議案の質疑は途中ですが、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時13分

再開 午後 1時15分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、私から再質問の臨時財政対策債についてお答え申し上げます。

大きく2点あったかと思います。1つは、なぜ借りているのかということだと思います。27年度の決算が大きく黒字になった中でということかと思います。結果としてというふうにお答えするしかないと思っておりますけれども、臨時財政対策債につきましては、先ほども申し上げましたとおり、借りる時期がある程度早い時点で手を挙げるということになります。

ので、その時点ではなかなか決算の見込みが立てづらうございましたので、借りざるを得なかったという面がございます。

それと、27年度の決算につきましては、大きな事業、合併の関連の事業ですとか、あるいは震災の関連事業というのが目まぐるしく動いている状況もございましたので、決算の見込みが立てにくいという面もございましたので、ご理解をいただければと思います。

それともう1点、2回入って1回出ていくということについてでございますが、なかなか私のほうで説明がこれ以上難しいんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、最初の1回入るというのは起債を借りる時のお話。それに対して1回出るというのは償還する時の出ること。さらにそれに対して地方交付税として基準財政需要額として算入される、それが2回目の入ること。それを捉えまして、2回入って1回出ていく。結果として1回分が残る。したがって、それが普通交付税と同じ扱いだということで国は考えておりますし、私どもも理解しているところでございます。

以上でございます。

(発言する人あり)

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 追加してお答えいたします。

メリットというお話でございますが、臨時財政対策債につきましては、基準財政需要額のほうに算入されるということを今ほど申し上げたところでございます。その算入の方法につきましては、単位費用などで計算されるものとは別枠でございます。臨時財政対策債は単位費用などで計算されるものとは別枠に上乗せされております。したがって、臨時財政対策債の償還費については、償還額の全てが地方交付税の中で積算されているというふうに理解しております。

数字ということでございましたけれども、償還につきましては、一度に償還するわけではございません。後年度にわたって、10年とか長い期間にわたって償還するものでございますので、27年度の決算1年だけで捉えるものではないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

(発言する人あり)

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 申し訳ありません。もう一度、少し数字を追いながらお話をさせて

いただきます。

議員おっしゃられた27年度の数字、あるいは18年度の数字との比較ということでのお話でございました。12億というふうにおっしゃったのは、前に私が答弁しました人口分ですとか、面積分ですとか、道路分ですとか、そういった単位費用に基づく数字で12億円増えているということでおっしゃられたかと記憶をしております。

もう一つ、別の算定方法として、単位費用などの計算方法ではなくて、臨時財政対策債に代表されるような別枠の加算ということでなっているものが、今9億というふうにおっしゃられましたけれども、合併特例債と臨時財政対策債で約14億円ほど増えておりますけれども、そういった計算になっております。

じゃ、なぜ最終的な普通交付税は19億円しか増えないのかというご質問でございます。これにつきましては幾つか理由がございます。1つは、収入額のほうが増えている。交付税は、ご案内のとおり、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額が普通交付税として交付されるものでございまして、その差し引く基準財政収入額のほうが18年度と27年度を比べますと増えております。増えた額は2億4,000万円ほどでございますが。そういったものが増えている。あるいは、先ほど需要額のほうに戻りますけれども、数字は今ちょっと細かい部分までは持ち合わせておりませんが、先ほど言いました人口、面積、道路、あるいは合併特例債、臨時財政対策債以外の部分、その他の部分で4億9,000万円ほど減っていると。そういった差し引きの中で、先ほど申し上げました合計としてのプラスは19億円という、そういう計算になっているものでございます。

ただ、何度も申し上げますが、臨時財政対策債、あるいは合併特例債もそうでございますが、これらは単位費用で計算されるものではございません。別枠として計算の中で加算されるものですので、金額の中にはきちんと算定されております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、56ページの福利厚生関係でお答え申し上げます。

先ほど地方公務員法第42条のお話をさせていただきました。この趣旨なんですけれども、福利厚生、職員に対する福祉事業の重要な柱の一つという位置づけがありまして、地方公共団体においても職員管理上の重点の一つとして、民間との均衡、それから財政負担等を考慮しつつ、職員に対する厚生制度の充実強化を図る必要があるというような趣旨で定められているものと思います。

この厚生事業に関する計画なんですけれども、訓令等、適宜の方法で定めることとなっております。市の中では、旭市職員厚生事業助成金の交付要領というのを定めまして、ここの中で項目を限定しております。ですので、これも非常に厳しく見た中で実施しているところでありまして、例えば研修の助成というのは、職員がある資格を取るために受験した時にその一部を助成しましょう。それから、健康管理の助成というのは、人間ドックを受けた時に、額を言えば1人3,000円ですけれども、その程度の助成をしましょうという、そういうところでぎりぎりやっているところ。あと例えば県下の職員の体育大会等に市を代表して行った時に、その費用を一部助成するとか、そういうところで本当に絞ってきて実施しているものであることをまずご理解いただきたいなと思っています。

県が廃止したということもありましたけれども、先ほどやはりほかの団体、互助会等は廃止いたしましても、厚生事業としての予算は何らかの形で持っている。その中で別枠の中で支出をしているものではないのかなと、そのように感じているところでもあります。互助会への支出自体、これも当然絞ってきて、本当に対象を限定して、事業補助方式として実施しているところでもあります。

行革の中でどのように検討されたかというお話もございましたが、行革の中では、各種団体等に対する補助金の削減というのは1項目入っています。そういった中で、現実にはこのところ、実績として上げているわけではありませんけれども、そういったところの中での検討もされているところをご理解いただきたいと思っています。

それと、次の57ページの退職手当の関係なんですけれども、これにつきましては、まず共済の関係がなぜ退職手当と違って、今、市を通じて出ているのかというところがあります。これについては、地方公務員等共済組合法というのがあります。この中で、職員引継一般地方独立行政法人の役職員に係る特例というのがございまして、職員を引き継いだ一般地方独立行政法人の役職員は、職員とみなして、この法律の規定を適用するという、いわゆる共済組合はそのまま引き続き適用するんだということになっています。退職につきましては、一般地方独立行政法人に移行した段階で、全員が形の上では退職したということになっています。ただ、その退職の期間を通算して一般地方独立行政法人のほうで引き続いて期間算定して支出することができるということがありまして、そちらのほうで引き継いでいる。特に退職手当につきましては、総合事務組合のほうが規約を持っている中で、地方独立行政法人については加入できない仕組みになっておりますので、そちらのほうに独自で実施することになるということでございます。法の規定に従って、市を通じて共済組合のほうは加入していると

いうことになります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、63ページの委託料、生涯活躍のまち事業化支援業務について、2回目の質問にお答えしたいと思います。

まず、議員さんのご指摘は、なぜ今年作らなくちゃいけないのかということと、その理由として、計画地が仁玉川のストックマネジメントの受益地であって、それを外せないのになぜ今進めるんだという趣旨かと思います。それについてお答えします。

まず、この生涯活躍のまちの形成ということにつきましては、地方創生の観点から国が推奨する施策の一つということがあります。人口減少が与える影響というのは、消費経済力の低下などを引き起こし、特に地方は人口減少を契機に負のスパイラルに陥るリスクが高いとされております。

そのような中、市の宝である旭中央病院や道の駅を活用したこの構想は、医療と介護の連携により人口の増加と雇用を創出しようとするもので、将来にわたって活力ある日本社会を維持するという国の目指す方向と合致しております。市長の年頭所感にもありましたとおり、将来の旭市にとって最優先で推進していこうというような重要な施策であると考えております。

そこで、農地転用というか、ストックマネジメントの状況についてちょっとお話しさせていただきますと、確かにご指摘のとおり、農地転用ということ、もしくはストックマネジメントの受益地から外していただくというようなことにつきましては、大変難しい、ハードルの高い問題だというふうには認識しております。現在、県の本庁ですとか、出先等も含めて、いわゆる協議を始めております。旭市の将来の発展のために必要な構想ということでありますので、ぜひご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から、72ページ、出会いの場創出事業補助金について再質問にお答えします。

28年度の婚姻数、13人が多いのではないかとご質問だと思います。実際、28年度の事業につきましては、現在まで、3月に行うものも含めて9回で181人と先ほどお答えしました。そうしますと、だいたい1回当たり男性10名、女性10名程度ということで、ちょっと多

いのではないかというお話ですけれども、婚姻につきましては、今年度のイベントで結婚した数ということではありませので、平成19年度からスタートしておりまして、過去の部分についても、あくまでも今年市役所に報告があった人数という形で捉えております。

また、1組ではなくて、人数ですので、会員さんが例えば婚姻のイベントに参加したけれども、その方ではなくて、そういった参加したことによってスキルが上がって別の方と結婚したと、そういう形で出していただいても、もちろんそれは1人という形でカウントしますので、今年度につきましては13人、13組ではなくて13人結婚したというご報告があったということでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、73ページの地域公共交通網形成計画につきまして再質問にお答えしたいと思います。

ターゲットというか、バスの目的が駅と病院、もしくは病院も既にちょっとずつ変わってきているんじゃないかというような、かかりつけ医制度の導入等で変わっているんじゃないか、まして高齢者等についてはいわゆる買い物難民等もありますよと。それらを改善していくためには職員が一番そういう問題は知っているし、今のコミュニティバスをベースに作っていく、改善していくということがいいんじゃないかというご指摘です。

それで今まで少しずつルートの見直しですとか、そういうことはやってきていました。もっというと、高齢化社会というか、もう超高齢化社会に入ってきているわけです。その中で、バス停まで行けない方々をどうするんですかですとか、歩けるけれども免許証がないので引きこもりになっちゃいますよねとかというような新たな課題が現在あります。

これらを解決する手段として、果たして今のコミュニティバスだけの見直しでできるかどうか等々も含めて。ですので、これらの新たな需要ですとかニーズ調査をしっかりとやっていきたいというのがあります。

それらを考える上で、先ほども申し上げました繰り返しになりますけれども、ルートの見直し、それから運賃、新たな交通モードということでデマンドタクシー等の導入、これらをどういうふうに組み合わせをして、市民のためにふさわしい地域公共交通体系ができるかということを検討したいということで、それらに必要な調査を委託するというご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、108ページになります。敬老大会の再質問についてお答えいたします。

質問の内容は、高齢者も今後増える中で参加者を増やす対策というようなことでございます。

会場であります東総文化会館は、飲食禁止というふうなこともありまして、平成26年に一度だけパンの配付をやめた時期がございました。結果、例年の半数近くの出席だったというようなことで、その反省も踏まえて、それ以降また再開はしてございます。

内容も演芸大会等、文化協会さんの協力、あるいは保育所さんの協力を得てお遊戯やらやっているわけでございますけれども、その内容も一応今回はアンケートをとりました。そのアンケートの意見の中に、もう少し、寄席だとか、漫才とか、そういった部門も入れてはどうかというような結果がございました。

今回は、29年度ですね、旭市出身の市の観光大使になりました落語家の桂竹千代さんのほうに協力をお願いしまして、出席していただけるというようなこともございました。一応今回は落語のほうも併せて実施したいんだというようなことで予定しております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、136ページの中央病院運営費負担金についてお答え申し上げます。

ご質問の趣旨は、交付税は減っている、でも病院の中身は増えているということですが、先ほど申し上げました交付税に入っている中央病院の数字につきましては、平成28年度の予算と29年度の予算、予算同士を比較しての数字で申し上げました。これは予算でございますので、その後、国が決定ということになりますと、予算からさらに数字が上がっているという実態がございます。それを少し申し上げますと、28年度の今、決算見込みとしましては、病院の分の数字、普通交付税と特別交付税を合わせまして、予算と比べますと1億700万円ほど増える見込みだという予想を立てております。この決算見込みの数字と29の予算で病院の分を比較しますと、プラス2,200万円くらいというところでございます。

病院の分が増えた分につきましては、実際の交付税の算定、普通交付税、あるいは特別交付税の算定についても金額が算定で増えてまいりますので、市の財源としてマイナスの影響になるということはありません。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川勝子） 健康管理課のほうからは138ページのがん検診委託料についての、検診率を上げる方法、それから2つ目に胃がん検診のバリウムから胃カメラにする計画はないかという2つのご質問をいただきました。

まず1つ目ですけれども、確かに受診率向上に向けましては、担当としても大きな課題となっております。例年行っております広報掲載や勧奨のポスター、それからがん検診のご案内というのを全戸に配布しております。新たに29年度に向けて新しく計画したものにつきましては、がん検診、38日間、29年度実施するんですけれども、そのうちレディースデーという日にちを設けました。これを6日間設けました。旭会場で3回、海上会場で2回、飯岡会場で1回ということで、女性の方を対象に全てのがん検診が受診できるようにということで29年度、計画いたしました。

また、若いお母さん方の受診率というのがかなり低いものですから、お子さん連れでも保育士さんを臨時にお願いしまして、検診の最中に保育士さんのほうで子どもさんを見ていただいて全て検診を受けていただくように29年度は計画をいたしました。

それと、29年度PRに向けまして、先月、2月19日ですけれども、あさピーと一緒に飯岡のカインズで受診のPRと申し込みの勧奨を行いました。

PRの方法に関しては以上です。

2番目の胃カメラにすることはできないかということですが、胃カメラにつきましては、旭市でバリウムを受けて精検の対象になった方に関しましては、旭中央病院、それからちば県民保健予防財団、それと市内の8か所の医療機関で精検をお願いしております。胃内視鏡を実施する場合には、受け入れ医療機関ということだけではなくて、対象年齢とか費用の問題、個人の負担金等々をこれから協議していく必要があると思われます。

実施に当たりましては、旭匠瑤医師会の協力のもとに、近隣市町村の医療機関にも当然協力を求めていかなければならないというふうに思っております。導入時期とか検討対象者等を十分検討いたしまして、今後実施の方向に向けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 私からは、143ページ、東総広域市町村圏事務組合負担金についての再質問にお答えいたします。

用地購入費について、これはどこの施設分かということでございました。この用地購入費につきましては、銚子市野尻町の広域ごみ処理施設並びに同森戸町の広域最終処分場の両施設分ということでございます。組合では、新年度中の土地取得を目指しております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農水産課からは、163ページ、幽学の里での米作り交流事業補助金に関しまして、この補助金の受け皿の拠点とメンバーはというご質問がありました。

これにつきましては、都市農漁村交流協議会につきましては、事務局は農水産課が行っております。そして、メンバーですけれども、メンバーは農家の方や、あさひ食育アドバイザーの皆さん、それから県の農業事務所、それからＪＡの方、そういった方々、今現在、会員は40名でございます。

それから、同じ補助金に関しまして、今までにどんなメリットがあったのかというご質問がございました。

この質問の中で、市川のほうの子ども会のお話をいただきましたけれども、この市川の子ども会があります地元の防災公園のほうに、隔月なんですけれども、道の駅が向こうへ出張しまして、朝市ということで販売を行っております。それから交流事業の当日、現場で農家の方が地元の野菜や加工品などを販売しております。そのほか、参加している皆さんには道の駅のほうをご案内させていただいているという状況でございます。

続きまして、173ページのほうです。3の有害鳥獣駆除事業の中で、13の委託料の名称が実情に合っていないのではないかとというご質問がありました。これに対しましては、内部で協議をしまして、実情に合った名前にしていきたいと考えております。

続きまして、すぐその下の鳥獣被害防止総合対策交付金です。これの補助金として出すんですかということ、それからまた受け皿はというご質問がございました。これにつきましては、この交付金のほうは国から交付される交付金をそのまま鳥獣被害防止対策協議会というのを2月に設立しまして、そちらのほうへ交付するものでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは市民生活課から、213ページ、旭地区安全運転管理者協議会負担金についてお答えしたいと思います。

安全運転管理者協議会の負担金ですが、総務費にも計上してある、また環境課のほうにも

計上してある。これはいかがなものかというご質問だと思います。市民課のほうで総務費に計上してあるものを持っていますので、こちらで回答させていただきます。

旭地区安全運転管理者協議会につきましては、会則でもって、千葉県公安委員会に選出届けが出されている旭警察署管内の安全運転管理者等及びこの会に入会を希望する事業所または個人をもって構成するとあります。

先ほど消防長のほうで回答したんですが、もともとは道路交通法に安全運転管理者等ということで定められておりまして、内閣府令に定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任すると。また、副安全運転管理者についても同様になっております。法律で言いますと、あくまでも自動車の使用の本拠ごとという形になっておりますので、自動車の使用の本拠である消防署のほうで予算計上しているものでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 218ページのハザードマップの作成の関係です。何年ごとに作るのかということではありますが、これは年数を定めて作っているわけではございません。今回、旭市の地域防災計画の修正がございましたので、それに合わせて作成するということであります。

ちなみに、津波ハザードマップは前回作成から5年経過、防災マップについては4年経過している。いずれも在庫が少なくなっている。今回新たに設置して、新しい避難場所を全て周知していきたいと、そのように考えておる次第であります。

○議長（佐久間茂樹） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） それでは、269ページ、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業ですけれども、なぜ本部ではなく出先に出かけるのかということです。

今回のデュッセルドルフ市訪問は、日本卓球協会をはじめとした卓球関係者から、世界大会が開催される直前が一番いいよという情報を得たことによります。ドイツの卓球連合も大会の際には関係者が集まってまいりますので、日本卓球協会とも相談をしながら、面談を調整していく予定です。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、再々質問をいたします。

まず、39ページの臨時財政対策債ですが、私も全く理解できません。また、ここにいる皆

さん方、先ほどの課長の説明で本当に理解できる人が何人いるのか、私は疑問です。

その中で、行政の予算というのは民間と違いまして、収入も歳出もそうそう変わらないと思うんですよ。歳出につきましてはその時にいろいろありますが、歳入はほとんど変わらないわけです。そんな中で、27年度は24億円も余らせたわけなんですけど、先ほども言いましたように、行政というのはいかに効率よく使い切るか。民間企業と違いまして、貯金するのが目的じゃないわけなんです。ですから、27年がそれだけ余ったということは、それからシミュレーションしていきますと、当然余ると思うんですよ。まして旭市の予算というのは、他の類似団体から比べたら、かなり規模が大きいんですよ。その問題は別にして、これを借りなければ、それだけ予算規模が小さくなる。ほかの市町村並みになるわけなんです。そんな中で、国が金がなくて市町村合併させた中で、何で2回も、早い話が、金をくれるのかということなんです。全くつじつまが合わないでしょう。

そんな中で、何回も言いますように、基準財政需要額というのは、道路等の単位費用プラス、あとは国が借金分については、例えば臨財債であれば100%交付税措置しますよということなんです。単純計算で旭市の財政基準額というのは、単位費用プラス借金返済分ですか、国が面倒見てくれる。それだけなんです。

それで今度は、じゃ、皆さん方も同じで、結局それプラスしたら、それだけの金額にならないものを、今度は交付税のそれだけ国が見てくれている中で、かなり増えていても、それが交付税に算入されないわけです。ということは、結局どっちかが減って、どっちが増えるということなんです。全く双方、単位費用も債務ですか、合併特例債なんか加味されていない。増えたという根拠を皆さん方、課長も先ほど示せないわけですよ。本当に、じゃ、国が面倒を見るというのは、その金額を課長は把握しているのか。それと単位費用分を把握して幾らになるのか。そんな中で交付税がどんなふうになっているのか。それを見ればおのずから分かるわけなんです。結局何が何だか分からない。2回入って1回しか出ません。そういう考えのもとにやったら、旭市の財政はどうなるか。私は全く疑問ですよ。

次に、56ページですか、先ほど課長は、ほかはやっていないとか何とか、やっていないとか、やっているとか、いろいろ。これは課長、この答弁は間違いはないですか。よく課長はきれいな言葉で答弁されますから、私らはまごついちゃって、この前の職員駐車場なんか、いや、県から入っています、それから県と契約と。私ら分からない中でそういう答弁されたら、そういうふうと思うわけですよ。今回こういう課長、答弁されていますけれども、それは真実のことなのかどうか。

先ほども言いましたように、この職員互助会なんか、館山市はなくなっているわけですよ。県の教職員組合だってなくなっているわけですよ。これ本当なのかどうか。それでこの近隣の市町村。先ほど近隣の市町村の状況も聞きましたけれども、ある程度は答弁いただきましたけれども、都合のいいところの答弁だけじゃないのか。じゃ、この近隣はどうなっているのか。そんな中で、本来なら今行革を進めている中ですよ。まずこれは、自分たちの身近な問題をまず最初に解決するというのが一番じゃないのか。まず自分たちが身を切って、それで相手に求めるならいいけれども、自分たちの領域だけは守っておいて、例えばいろんな補助金を減らすとか、それよりもまず何でもここを最初に、イの一番にやらないのか。それをお尋ねします。

それから、63ページ、新事業でございますが、先ほど地方創生の一環だという答弁がありました。しかし、この問題はすぐ対応できないわけですよ。この事業にかかれないうえ。これで今の予定だと、仁玉川、それからそういう中で転用がきかないとなったら、10年も先の話でしょう。昔は十年一昔と言いました。今は10年より、IT産業なんかはもう3か月、半年で変わっちゃうわけですよ。そんな中で、10年先のこういう計画を作って何になるのか。全くの税金の無駄遣いじゃないのか。幾ら補助金、助成金があっても。

それから、72ページ、出会いの場の補助金でございますが、こういう事業によって結婚する人が増える。これは人口増に一番つながる近道、早い道なんですね。そういう中で、できるだけこの事業、目的に沿った事業にしていきたいと思います。

それから、73ページ、いろいろ課長、答弁いただきましたが、結局このコミュニティバスだけじゃなくて、デマンド交通ですか、そういう話もされました。それはもっともな話なんですよ。東庄町あたりは、白バスというより、白いワゴン車ですよ。これでシルバーの人材を使って無料でやっているわけですよ。いろんな方式があるわけですよ。それは皆さんが一番知っているわけなんですよ。そんな中で、何もこんなに経費を使って、それならこの基本がもうできているわけですから、この基本に従って、極端に言えば、利用者が少なければ、毎年この時刻表でも何でも変えたらいいじゃないですか。ルートでも。なぜできないのか。

それで先ほど、納得のいく説明は関係ないですよ、みんなに。ただ利便性があればいいわけなんですよ。そんな中でひとつ、委託しないで、市の皆さん方が実情を知っている中で作ってくださいよ。

次に、108ページですか、先ほど文化会館は飲食ができないとかなんとかという話でありましたけれども、飲食ができないならできないで、またいろんな方法もあると思うんです。

入場の時に茶菓でも何でも配らないで、帰りの時に配ればいいとか、そういういろんな方法ですか、手法ですね。帰りに配れば食べないでしょう。

それで、イベントもいい。しかしやっぱり、年とったら、飴玉1つもらっても喜ぶんですよ。そういうことを考慮した中でどうするか。年寄りが喜ぶ方法ですか。いずれにしても、一旦そういうものは人が減ったら、今度はもとに戻すのは大変なんですよ。ですから、それをもとに戻す方法がありましたら、お願いしたいと思います。

それから、136ページですか、これは中央病院への繰り出しですが、私は予算だけで、今度は課長は実際の決算状況を答弁されましたが、私らはそれで聞くほかない。しかしながら、いずれにしても、中央病院への繰り出しは増えている。しかしながら、市の交付税は減っているということは、市の交付税はもっと減っているということになるんですよ。どういうふうにそれを見ているのか。

それからあと、138ですか、課長にいろいろ受診者を増やす方法、これを答弁いただきました。そんな中で、1つその計画ですか、受診者を増やす計画ね。課長、今年でおやめになるという話ですが、いや課長、いいアイデアを作ってくれたなど。もっと作っていただきたいと思いますよ。

そんな中で、ただ、胃がん検診ですか、この件で、私が実際聞いた話では、バリウムでは分からなかったらしいんですよ。それでたまたま、これは具体的に、小見川中央病院へ行ったら、胃カメラの検査をやった。がんであったということもあるんですよ。ですから、そういう中で、なるべく発見の率をよくできるような方策をお願いしたいと思います。今年はちょっと無理でしょうけれども、今後。

それからあと、143ページの東総広域市町村圏事務組合の負担金。そうしますと課長、この用地の補償ということは、先ほど答弁いただきましたけれども、焼却場、それから最終処分場ですね、この土地ということは、もうこの土地が完全に確保できたから用地買収に入ることによってよろしいのか。そうならば当然、ごみの焼却場の今後の予定がスムーズにいくと思うんですが、その辺、全ての土地の確保が、予算の関係もありますから、29年度にはいかないでしょうけれども、29、30でもいいから、用地の確保は必ず全部確証できるのか。その辺、再度お尋ねします。

それからあとは、163ページ、幽学の里で米作り。これは、じゃ、幽学の里での米作りじゃなくて、総花的に、一般的に、先ほどの答弁では米作りじゃなくて、ありとあらゆることをここでやるということによろしいんですかね。そんな中で、やはりせっかくやっても、ただ相

手のためのイベントじゃなく、市にメリットがある、できたら旭市の産品を売っているスーパーでも何でもあるところ。その地域の住民との交流、これがむしろベターじゃないかと思うんですが、その辺どういうふうに考えているのか。

それからあと、173ページ、害虫等防除委託料ですか、やっぱりこれでは私らも何が何だか、害虫だと思って質問した中で、やっぱりこれは名称を変えるべきじゃないかと思うんですよ。

それからあと、213ページですか、これは協議会の会員ですか、これはあくまでも事業所ごとだと思うんですよ。事業者。そうすると、旭市じゃないのかね。結局この協議会の負担金、市も出している、それから消防も出している、それから環境課も出している。環境課、それから消防はもとの一部事務組合なんですよ。そうすると、今までのことを引きずっているわけでしょう。これがなぜ予算査定の時にチェックされないのか。

また先ほど、使用の本拠ということで、登録云々という話がありましたが、消防の車ですか、それから環境課の車ですか、これは消防署の所在地で登録してあるのか、また環境課も。普通であれば、印鑑証明の関係があって、消防、環境課でこれ登録できるのか、私ちょっと疑問なんですよ。

いずれにしても、そういう中で、大した金額じゃないですが、やっぱり何で市が、一体化できないんですか、合併して、これだけして。よく体育祭ですか、これは市民の連携を早くとるようにと。それより何より、その前に何で市が一体化できないのか。去年も健康診断の話、予算がありましたよね。消防にもとってある、それから今度は市でもある。そんな中で、今年は一本化になりましたけれども、何で結局、予算査定の時にそういうことが分らないのか。それで、こういう一件があると、そのほかにも何かまだ一体化できないことがあるんじゃないかということで、私らは疑うわけです。その辺についてお尋ねします。

それから、最後の269ページですか、開催地云々という話がありましたけれども、結局これだけの人がいて、言葉も通じない、何も通じないで、どういう効果があるのか。そんな中で、いや、この大会開催中だとかなり忙しいでしょう。忙しい中で、どれだけ卓球チームの役員に会えるのか。それで、これだけ予算を使った中で、本当に誘致できるのか。私はむしろそれなら、向こうの卓球協会の役員、旭市に招致して、それで旭市に来ていただいたほうがずっといいと思うんです。そうなりますと、税金を向こうのドイツの方に使いませんから、そこはいろいろ旭市にも卓球協会とか体協とかがある中で、そこへ金を出して、そういう方法もあるわけです。むしろ向こうの方々に旭市を知って、理解してもらってという方

法もあるんですが、それとどっちが誘致するに際してのメリットがあるのか、その辺をお尋ねします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 議案の質疑は途中ですが、午後２時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 ２時 ７分

再開 午後 ２時 25分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、臨時財政対策債のご質問にもう一度お答えをいたします。

27年度の決算の中で24億円余りが出たというようなお話がございました。これが１点ございます。まずそれでございますが、先ほども一度申し上げましたけれども、臨財債につきましては、ある程度早い段階で申し込みをしなければならないという面がございます。27年度につきましては、合併の事業、あるいは震災関連の事業等を多く行っておりまして、その事業の見込みというのがなかなか把握するのが難しかったという中で、借りざるを得なかったということでご理解を賜ればと思います。

それともう一点、なぜ国が２回借りるのかというような言い方のご質問もございました。それでございますが、これも何度も繰り返しになってしまいますけれども、臨財債、あるいは合併特例債などの公債費と言われるものの普通交付税の参入につきましては、通常の計算とは別枠でございます。別枠として上乗せして計算しておりますので、我々のように普通交付税をもらっている団体については、確実に計算の中で上乗せをされているものということでご理解を賜ればと思います。国もそういった面から、普通交付税と同じ扱いだというふうに申しております。

（発言する人あり）

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 数字を使えないというようなお話もございましたけれども、数字を

使えないということにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、27年度単年度だけで比較することができないからでございまして、臨時財政対策債、ほかの起債もそうでございますが、償還あるいはそれに対する交付税の算入は、借りた年以降、ある程度長期間にわたって行われるものでございますので、それらの期間を全部積み上げて計算しないと、実際に幾ら来たかというのが把握できないということでございます。

ただ、毎年の償還額について、普通交付税の算入については、基礎的な数値、これだけ償還しますよという数値を県を通じて国へ提出しておりまして、その額がそのまま交付税の算定の金額に反映されていることは確認をしております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 56ページの関係であります。近隣の状況ということでありましたので、改めて近隣の状況をお答え申し上げます。

互助会に対する公費の支出であります。近隣でいきますと、銚子市、匝瑳市、香取市、山武市、成田市、東金市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、これらは公費の支出を互助会に対してしております。ということで、近隣はほぼ全てしている状況であるということでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 63ページの生涯活躍のまちという質問にお答えします。

仁玉川の受益地になっているからできないだろうと。そのできないものに対しての支出は無駄遣いではないかということでございます。

先ほど来申し上げています、最優先で取り組む課題ということで取り組んでおりますので、そこはぜひ温かい目で見ていただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、72ページの出会いの場創出事業補助金についてですが、目的に沿って今後とも事業を進めてほしいということで、そのように今後とも事業を進めていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 73ページになります。地域公共交通網計画、結論的には職員で作ったかどうかということでの最後のご質問でした。

これも先ほど来申し上げているように、バスだけではなくて、新しいモードの導入ですとか、地域のニーズ等の調査、それから最終的には地域公共交通会議等で資料を提示しながら分析して、国へ提出するといったようなマスタープランを作るものでございます。しっかりと作っていきたいので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、敬老大会の参加者数、もとに戻す方法はということでございます。

今年度も来場者の方々にアンケート調査を実施しまして、高齢者の希望に沿った形で実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 中央病院の運営費負担金についてお答え申し上げます。

ご質問の趣旨は、病院の分の数字が増えている。交付税は減っている。そうすると中身はもっと減っているのではないかということでございましたでしょうか。

この件につきまして、交付税が減っているのは確かでございます。それは一番大きな理由は合併算定替えによる漸減ということで30%減るというのが一番大きな理由でございますが、先ほども申し上げましたとおり、病院分についてお答えしたのは、予算ベースの数字でございます。決算になりますと、実際数字はもう少し増えてまいりまして、決算ベースで比較すると、そんなに病院分が増えた分で市のほうのマイナスの影響が出るというのはないというふうに理解しております。

もちろん冒頭申し上げました合併算定替~~え~~の縮減という影響のマイナスはあろうかと思いますが、病院が増えたことによって、市の分がマイナスの影響に出るということはないというふうに理解をしております。

予算につきましては、全体の額をかたく見積もるという中で捉えている結果というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川勝子） 今後も引き続き受診率向上に努めてほしいということでしたけれども、担当課といたしましても職員一丸となって受診率の向上に努めてまいりたいと思います。

それから、胃カメラ、内視鏡の件につきましても、国のほうからも示されておりますので、

しっかりと検討しながら、胃カメラの実施の方向に向けていきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 143ページの広域ごみ処理施設の用地の確保の件ということでお答えしたいと思います。

組合では、地権者に対しまして、計画地の測量を行った際に、本事業の内容を十分に説明しているということでございまして、ほぼご理解をいただいているということで説明を受けております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 163ページの幽学の里で米作り交流事業補助金に関してですけれども、市のメリット、相手だけでなく市のメリットもあるように交流先を見つけてはというようなご質問がありました。

今、旭市のこの交流は、参加しているのは市川だけではなくて、市外の方、特に千葉、東京方面、埼玉のほう、そういったところからもかなりの方が参加していただいております。遠方から参加していただいている方なんですけれども、生協を通じてPRしてもらっている部分もございます。市のほうではとにかく、都市との交流ということで、都市部の方と交流を通じて、旭市のファンを増やしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、213ページの旭地区安全運転管理者協議会の負担金についてですが、先ほどの話で、消防、またクリーンセンター等は一部事務組合だったからそのままじゃないかと。また、これについては市のほうで一本化できないかというご質問だと思います。

先ほど道路交通法のほうではお話しをしましたが、安全運転管理者につきましては、使用の本拠ということで置きますので、仮に一本化をしても、経費負担金については変わらないということを申し上げます。また、あくまでも事業別に予算を組んでいますので、ですから消防のほうでかかる経費ということで消防費に計上、クリーンセンターのほうにかかる部分ということで衛生費に計上という形で予算組みのほうはしております。

以上です。

(発言する人あり)

○市民生活課長（大木廣巳） 使用の本拠につきましては、それぞれの自動車別に車検証がありまして、所有者というのは旭市なんですけれども、使用の本拠の位置ということで、それぞれ本庁に基づいた旭市の場所で、また消防については消防の場所という形で自動車のほうを登録していますので、それに基づいて、道路交通法でもって安全運転管理者を定めているという形になります。

○議長（佐久間茂樹） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） それでは、269ページ、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業の中で、言葉も通じないだろう、忙しい中で会えるのか。また本当に誘致ができるのか。旭市へ相手を招致してやったほうがいいんじゃないか。また誘致のメリットは等ですけれども、これは卓球関係者等の意見を踏まえた中で、直接交渉が現状での最善ではないかとの思いから訪問するもので、メリットはあるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 発言許可ありがとうございます。

それでは、早速ですが、予算書の111ページであります。生活支援費、説明欄の7であります。地域密着型サービス拠点等整備事業についてお伺いします。こちらの事業の概要、また予定事業者数、そして計画的に整備を進めていくものと思われませんが、この整備の最終的に目指すところはどこなのかということについて、まずお伺いします。

続きまして、120ページ、母子父子福祉費、説明欄の3であります。ひとり親家庭等医療費等助成事業について、こちらの事業の概要と対象家庭の数、また1件当たりの年平均額をお伺いします。

次に、164ページになります。農業振興費、説明欄の7、こだわり旭ブランド創出支援事業について、こちらの事業の概要及び支援の実績についてお伺いします。

続きまして、181ページです。商工振興費、説明欄の6、旭市特産品開発事業について、こちらの事業概要及び支援実績を同じようをお願いいたします。

そして、207ページ、住宅管理費になります。説明欄の6、住宅・建築物耐震化促進事業について、こちら昨年と比べて減額になっているようでありますが、本年度の目標についてお伺いいたします。

最後に239ページです。教育振興費、説明欄1、中学校教育振興費の19負担金補助及び交付金のうち、実用英語技能検定料補助金について、こちら国が英語教育の促進に力を入れていく中で非常に画期的な事業だと思うんですが、こちらの事業概要、特に補助対象となる要件等についてお伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、高齢者福祉課からは、111ページにあります地域密着型サービス拠点等整備事業についてお答えいたします。

まず、事業の内容ですが、高齢化が進む中、旭市においては特別養護老人ホームの入所希望者が多いことから、第6期旭市介護保険事業計画に基づき、地域密着型、つまり入所要件が旭市民となる29床の特別養護老人ホーム1か所の整備を図るものでございます。したがって、1事業所を選定するものでございます。

具体的には、整備を希望する社会福祉法人を公募し、県が承認後に当該法人へ補助金を交付するものでございます。補助金の内訳は、施設整備費補助金が1床当たり450万円に29床分を乗じた1億3,050万円。それに施設開設準備費補助金として、定員1人につき62万1,000円、それに定員の上限となる29人分を乗じた1,800万9,000円を補助いたします。なお、これらは全て県支出金として全額補填されることとなっております。

続いて、最終的に目指すことですが、国の言う入所待機者ゼロに向けた取り組みとなっております。ただし、現在の待機者の中には急を要しない方々もおられ、その辺を見定めていくことが肝要ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 私のほうから、予算120ページ、説明欄3、ひとり親家庭等医療費等助成事業について、事業概要、対象家庭の数、1件当たりの平均額はという3つの質問に対してお答えいたします。

この事業は、ひとり親家庭等の方が病気やけがなどをした時、安心して病院などで受診できるように、医療費の自己負担分の一部を助成する制度でございます。

助成を受けられる方は、市内に住所があり、健康保険に加入している方で、ひとり親家庭等の父、または母、もしくは養育者と、そのひとり親等に養育される18歳に達した以後最初の3月31日までの児童でございます。ただし、中学3年生までの児童は、この制度より有利

な子ども医療費助成事業の対象となりますので、除外をしております。

助成額は受診者ごと、医療機関・保険薬局ごと、1 か月ごとの健康保険適用分の自己負担額のうち、通院・調剤で1,000円を超えた額、入院の場合ですと食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額を除いた額を助成するものでございます。

助成の方法としましては、受診の際は健康保険証で一旦通常のお支払いをしていただき、1 か月分をまとめて領収書を添えて市に申請をしていただきます。市は申請書受理後、内容を審査し、助成額を決定した後に指定口座に助成額を振り込みするという形でございます。

対象世帯でございますが、本年2月末現在で612世帯でございます。1世帯当たりの年平均助成額につきましては、平成27年度の実績で申し上げますと約1万4,400円です。また、医療を受けた人数で計算しますと、1人当たり約1万1,000円になります。なお、先ほど説明しましたように、中学生以下の児童は子ども医療費で助成しますので、助成額の9割以上は母・父に係るものでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは、164ページ、説明欄7のこだわり旭ブランド創出支援事業についてお答え申し上げます。

まず、この事業の概要ですけれども、この事業は、農水産業のさらなる振興を図る上で、農水産物の有利販売や販路拡大、新たな旭の顔となる市内農水産物のブランド化を支援することで、生産者の収益増加につなげることを目的に、市の単独事業として創設したものであります。

支援内容は、農水産業者の団体のほか、農水産業を営む法人が行う商品開発や生産体制の整備、販売促進のためのPR活動の経費に対して、経費の2分の1以内、限度額は50万円です、を交付するものでございます。個人は該当にはなっておりません。

それから、事業の実績についてですけれども、直近の3か年について申し上げます。平成25年度が、事業件数が2件で、補助金額が88万9,000円。26年度が、補助件数が2件で、補助金額が96万7,000円です。平成27年度は、事業件数が1件で、補助金額18万4,000円になります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは181ページ、説明欄6、旭市特産品

開発事業についてお答えします。

質問のありました事業内容と支援事業でございます。初めに事業内容について申し上げます。本事業補助金につきましては、旭市の新しい魅力を発信するため、旭市にふさわしい特産品の開発及び改良に要する経費に対しまして、対象事業費の2分の1以内で50万円を限度に交付するものでございます。平成29年度につきましては、限度額50万円を4件、200万円を見込み、計上してございます。

直近の状況でございますが、平成25年度につきましては11件、補助金の交付額につきましては378万円。平成26年度につきましては14件、463万円。平成27年度につきましては6件、交付額につきましては175万円を交付してございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、都市整備課のほうから、207ページの説明欄6番、住宅建築物耐震化促進事業についてご質問いただきました。昨年より予算のほうが減っているけれども、今年度の目標はということでございます。

まず初めに、予算につきましては、耐震改修につきましては昨年と同数の5件を予定して予算いたしました。耐震診断のほうにつきましては、昨年度の10件から、耐震改修の5件、これと数を合わせまして、実績等を見まして、合わせましてその5件分、上限額4万円ですので、20万円のほうが少なくなっているということです。

それで、29年度の目標でございますけれども、こちらのほうにつきましては、耐震改修、予定しております5件、これをまずは目標に取り組んでいきたいというふうに考えております。これにつきましては、千葉県の建築士事務所協会にご協力をいただきまして、市のほうで毎年行っております耐震相談会、これを夏までに5回ほど開催いたしまして、その相談を受ける中で耐震診断、耐震改修につながるように取り組みをしたいというふうに考えております。また、この相談会の開催につきましては、その内容等を広報あさひ、市のホームページ、あるいはまた各地区のほうで回しております回覧板、こちらのほうにお願いしまして周知していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、学校教育課からは、予算書の238ページの説明欄1、中学校教育振興費のうち、実用英語技能検定料補助金についてお答えいたします。

事業内容でございますが、補助の対象検定は市内各中学校が申し込みを行います英検3級

で、補助対象の生徒は中学１年から中学３年までとしています。補助額は、検定料3,400円の全額を予定しておりまして、在学中に１人１回限りの補助でございます。

ご質問の受験の要件でございますが、英検３級の取得を目指して学習に取り組んでいる生徒でございまして、特に要件は設けてございません。

次に、受験の時期でございますが、英語検定は例年６月と10月、そして翌年の１月の年間計３回実施されておりますので、この全ての回を対象としたいと思っております。

補助金の対象となります英検３級でございますが、中学校卒業程度の英語力が問われることから、各中学校では学習の深度や生徒の習得状況を踏まえまして、適切な時期に生徒に受験を推奨してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○２番（高橋秀典） それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、地域密着型サービス拠点等整備事業について、確認させていただきますけれども、今回、地域密着型ということで、特養の入居要件は旭市民に限るということでよろしいでしょうか。その確認と、また特養の今現在の待機者数、こちらについて伺います。

それから、ひとり親家庭等医療費等助成事業について、こちらの事業が始まってからの増減の傾向について伺いたします。

それから、164ページです。こだわり旭ブランド創出支援事業、またこれと旭市特産品開発事業、181ページですが、こちら農水産課と商工観光課でそれぞれ旭製品のブランド化を目指しているということかと思っておりますけれども、他市の取り組みを見ますと、ブランドを作るということも大事ですが、それ以上にブランドを育てていく。実際に経済効果を生むまでのプロセスというのが大事であり、また大変だということ聞いております。この２つの事業について、それぞれ事業の成果、もし数字が出れば、そういった製品の売上げの状況について数字をお示しいただければと思います。

それから、住宅建築物耐震化促進事業についてですが、こちらの最終目標が設定されていると思っておりますけれども、その期限と目標値について伺いたいのと、その達成見込みについて、現状どうなのかということをお伺いします。

それから、英検３級についてですけれども、これは確認になりますけれども、そうすると、３年間のうちにワンチャンス、適切な時期に受けることができるということでしょうか。あと早目に、例えば小学生のうちに英検を取ってしまうとか、そういった生徒もい

と思いますので、例えばそういった場合には準２級を受けられるとか、そういった不公平が生じないような措置がとられるのかについてお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 111ページの地域密着型サービス拠点等整備の関係ですが、今回予定しております施設は、旭市民が入所するということで間違いございません。

ちなみに、地域密着型サービスの成り立ちをご説明いたしますと、この制度は平成18年4月に創設されたものでございまして、認知症高齢者や、中重度の要介護高齢者等が、できる限り住みなれた地域で継続して生活できることを目的としており、そのためには市町村が事業者の指定や監督を行います。メリットといたしましては、施設等の規模が小さいことにより、利用者、ここでは旭市民となりますが、旭市民のニーズにきめ細かく応えられるということが挙げられます。

また、旭市における本年1月現在の入所待機者は201人となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） ひとり親家庭等医療費助成事業について、増減の傾向はというご質問についてお答えいたします。

この事業は1市3町で合併以前から実施している事業であります。ここ数年の推移を見ますと、母子家庭等は増加傾向にあるようですが、所得制限があるために、助成対象となる世帯数は年度により増減があり、はっきりとした傾向は見られません。

また、助成金額では、子ども医療費の対象年齢が拡大した平成25年度に減少しましたが、平成26年度以降は増加傾向にあります。1世帯当たりの助成額で見ましても、平成26年度は約1万2,000円、平成27年度は約1万4,400円、平成28年度は、見込みになりますが、約1万5,300円と、やはり増加傾向にあります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 164ページ、こだわり旭ブランド創出支援事業についてですが、まず事業の成果ということで、この事業を活用して商品化されたものを申し上げます。

J Aのメロン部会では、メロンピューレとこれを利用したゼリーやプリンなどです。それから同じくJ Aでは、トマト、米粉、キュウリ、ヤマトイモのドレッシング。それから、水

産加工組合ではイワシのゴマ漬けなど、これまでに10件です。それから、既に商品化された商品をさらにPRするために、パッケージやラベルを作成しております、これが12件です。

それから、売上げ状況についてです。この事業を活用して商品化されたものに関しまして、販売量や販売金額、その辺はちょっと把握しておりませんので、よろしくお願いします。そういういった中で、現在でもその多くが販売されておりまして、また新たな商品の開発に取り組んでいる団体もあるようでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは特産品開発事業の実績とか、そういうものについてお答えします。

まず最初は売上げでございます。平成25年度につきましては、先ほど言いましたように、交付件数が11件ございまして、それらの売上げにつきましては535万円。平成26年度につきましては14件の交付でございまして、売上高につきましては375万円。平成27年度につきましては6件の交付で、売上高が981万円となっております。

この売上額につきましては、開発した年度末までの販売分となっておりますので、商品開発後の製造となりますので、販売期間が短い場合もありますので、年間の売上げが少ない場合もございます。

また、開発されました商品の一例を申し上げますと、平成25年度には天の石笛、惣助の宝、これらにつきましては、石笛につきましては石笛でございますが、惣助の宝につきましてはお菓子でございます。平成26年度につきましてはスイートポテト、イワシの薫製、平成27年度につきましてはチャーシュー、アマンド、お菓子ですけれども、それと、性学もち等がございます。

この商品化されました特産につきましては、各種イベントなどで販売、PRを行っております。また、一例を申し上げますと、毎年行われております成田空港の空市や、千葉県の期間限定のアンテナショップなどでの商品の販売を行っています。

本事業において特産品を開発しました事業者から、今年度につきましては、旭市観光物産協会が実施する旭市推奨品認定事業に申請をいただきまして、推奨品として認定したところでございます。推奨品に認定された商品につきましては、旭市推奨品認定事業においてパンフレットなどを作成し、商品のPRに努めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、耐震改修促進計画についてご回答いたします。

この計画につきましては、平成28年3月に計画を改定いたしております。その中で、最終年度といたしましては平成32年度末ということにしておりまして、目標とする耐震化率を95%というふうにしております。これは市の計画としまして、千葉県の耐震改修促進計画との整合性を考慮いたしまして95%、これは県内の市町村は見直す場合、だいたいこの数値を使って見直しをしているところでございます。

32年度末での達成の見込みにつきましては、市有の建築物につきましては平成27年度末で耐震化率は92%というふうになっておりますので、市有の耐震のない建築物を取り壊したりですとか、改築を進めれば、ほぼ達成できるというふうに見ております。

それと、一般の住宅になります。こちらのほうにつきましては、平成27年度末が75%ということで、この75%につきましては、千葉県の平均よりも低いということがございます。これは都市部のほうですと新しい住宅が建ったりですとか、改築、あるいは敷地の問題もあると思いますけれども、かなりそういうのが進んでおります。この東総地域ですとか房総のほうですか、そちらのほうに行くと、これがかなり低くなっておりまして、こちらのほうよりもかなり房総のほうが低くなっているというような状況で、かなり厳しいというふうを考えております。大変ハードルが高いかないというふうには見ております。

そういった中で、この計画を作る上での背景としましては、地震の発生の切迫性が指摘されまして、被害が甚大になるという想定があります。そういった中で、これを進めていくということで、まずは無料の耐震相談会、こちらのほうに皆さんに来ていただきたいということでやっていきたい。また、先進の事例を探しまして、どのような取り組みをしているか勉強して進めていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、英語検定の補助でございますけれども、3年間で1回のチャンスかというご確認でございますが、現在のところそのように考えております。

英検3級と申しますのは、中学校卒業程度の英語力を検証するものでございまして、いわばこれまで中学校で学習してきた英語の総まとめの位置づけであります。国の目標もこれに沿いまして、中学校卒業時に英検3級を50%以上取得ということを目指しているところでございます。

今回お願いしております英語検定に対する補助は、県内の他の市町村での先行事例が見ら

れないといひましようか、現在のところ私のほうで把握するものがないことから、生徒の受験動向や成果、そういったものを検証した上で、今後補助の対象となる級ですとか、あるいは補助率ですとか、受験回数などについては今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、111ページ、地域密着型サービス拠点等整備事業ですが、こちら特養の待機ゼロを目指すということでもありますけれども、そうしますと、今後必要となる施設数についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

また1つ飛びまして、164ページ、また181ページですが、今回プロモーションの予算も上がっております。個人的には特産品の開発から戦略までというのは統合して推進していくべきかと思っておりますが、この補助金について、ブランドを育てていく上で段階的、あるいは継続的に支援していかなければならないケースというのもあると思うんですけれども、同時に機会の公平性というのも考慮しなければいけないのかと思います。そういった意味で、同一の個人あるいは団体に複数年度助成するというケースがあるのか。あるとしたらどういった場合なのかお伺いします。

続きまして、238ページ、英検ですが、こちら英検ですとか、あとTOEIC、TEAPといったいわゆる4技能検定ですか、読む、聞く、話す、書くといった。こういった資格取得が大学入試の英語の試験に代えて評価されるというような傾向があります。ですので、中学校3年までに3級を取っているというのは、そういった意味でも大きな武器になると思うんですけれども、こちら実際の取得に当たって、特に英検3級からですと面接の試験とかあると思いますので、そういった授業としての現場での対応が今後どのようなになるのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 111ページの地域密着型サービス拠点整備の関係でございますが、待機者の解消に向けた施設数の増設につきましては、平成29年度中に作成いたします第7期旭市介護保険事業計画、つまり平成30年度から平成32年度までの3か年の事業計画の中で決めていく事項となっておりますので、ここでの回答は控えさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 164ページ、こだわり旭ブランド創出支援事業について、複数年度の助成するケースはあるかというご質問でございますけれども、この補助事業の補助金交付要綱では、補助金の交付は1事業につき3会計年度を限度とするというふうに規定されております。旭市の顔となるブランドを創出するために数年かかることも考えられ、例を挙げますと、1年目に商品開発や品質改良を行って、2年目に販売用のパッケージやラベルを作成し、3年目に販売促進の情報発信やPR活動を行うといった複数年にわたることを想定しております。

そういった中で、先ほど商品化のお話を申し上げましたけれども、そういった商品は複数年を使っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、特産品開発事業の関係でございますが、今、農水産課長のほうから話もありましたように、この補助金につきましても、1事業に対しまして3会計年度、要するに3年継続してできるということでございます。実績につきましては、そのようなケースもございました。

具体的には、先ほど農水産課長が言いましたように、1年目で商品の開発、次年度で商品のパッケージ、ラベル等の作成、最後の年になりまして販売促進のための経費、広告経費などでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、4技能のテストに対して学校の取り組みというご質問でございました。

補助の対象いたします英検3級は、4技能のうち、読む、書く、そしてヒアリングを内容とする1次試験と、1次試験の合格者を対象としたスピーキングテストを内容とする2次試験から成っております。1次試験の内容につきましては、通常の授業において習得できるものでございまして、定期試験等において生徒は経験を積んでいるところですが、2次試験のスピーキングテストにつきましては、授業の中でペアとかグループとか、そういったコミュニケーション活動を通して話す力を育ててはおりますものの、ふだんの試験で経験することが少ないために、各学校においては、英語科の教員ですとかALTによって事前指導がこれまでも行われてまいりましたし、この補助金をいただいた後でも続けてまいりたいと、そ

のように思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の質疑を終わります。

続いて、伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ご質疑をいたします。

議案第1号、63ページの説明欄13、委託料の生涯活躍のまち事業化支援業務委託料、このことは先ほど高橋利彦議員から質疑がありましたので、私からは、基礎調査の結果を調査するという委託だと思いますけれども、全体の事業規模、これはどのぐらいになるのかお聞きしたいと思います。

次に、80ページ、説明欄19、負担金補助及び交付金の日本マルチペイメントネットワーク推進協議会年会費について、詳しい内容を伺います。

それと、101ページ、説明欄2の在宅重度知的障害者等福祉手当給付事業、20番の在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当についてですけれども、在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者、それぞれ何人が対象になっているのか伺います。

次に、先ほど高橋秀典議員からも質問がありましたけれども、111ページの地域密着型サービス拠点等整備事業の内容についてですが、新規事業ということでご説明がありました。特養の待機者が多いということで、今回整備する施設を29床にとどめた理由を伺います。

それと、173ページ、これはだいたい分かりました。1点だけですけれども、この交付する団体について、わなを持っているのか、それともわなを作ってその団体にやってもらうのか、この1点だけをお聞きします。

それと、186ページ、説明欄15、工事請負費の観光施設改修工事について、どこの施設かお伺いします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、63ページの生涯活躍のまちの委託料についてのご質問にお答えします。事業規模はというご質問だと思います。

事業規模につきましては、現在規模も含めて検討中ということで、全くの白紙の状態でございます。どういう機能かということで、検討の状況を少し説明させていただいて、回答に代えたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、医療・介護機能ということで目指しています。その中では、回復期リハ施設ですとか、特養、サービス付き高齢者住宅などを想定しています。これは全部やるという意味ではありません。これらの機能を想定しています。関連して、これらに従事する方の住宅も考えられます。それから文化交流機能では、フィットネスや子育て支援施設等の導入、これらを検討します。今後は、移住の意向があるか、ある都市住民に対するニーズ調査を委託していくというようなことになっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 私のほうからは80ページ、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会年会費について、その内容ということでありますので、ご回答申し上げます。

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会ではありますが、従来、口座振替の手続きをするためには、金融機関で手続きをする必要がございましたが、これを市役所の窓口において、キャッシュカードをカードリーダーで読み取るだけで口座振替の手続きができるサービス、これを利用するための協議会の会費でございます。これを通称ペイジーと呼んでおり、平成26年1月から運用を開始しておりますのでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、私のほうから、101ページ、説明欄の2になります。在宅重度知的障害者等福祉手当の給付事業、これらの対象者数ということでございます。

まず、ねたきりの身体障害者、半年以上ねたきりの身体障害者の方でございますが、これは1名でございます。それと重度知的障害者の方につきましては59人ということで、29年度は見込んでおります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉課からは、111ページにあります地域密着型サービス拠点等整備事業の内容についてお答えいたします。

今回整備する施設を29床にとどめた理由でございますが、30床以上の整備になりますと、地域密着型という枠が取り外されまして、入所基準が旭市民から、日本全国どなたでも可能となり、必ずしも入所待機者の解消に直結するものとは考えられないデメリットがございます。

また、現在の待機者のうち、優先すべき在宅の独居世帯が11人、高齢者のみの世帯が26にとどまっていることから、29床にとどめる判断材料としたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農水産課からは、173ページの説明欄3の19の鳥獣被害防止総合対策交付金に関連しまして、わなを持っているか、また作るのかといったご質問がありましたので、お答えいたします。

この交付金、130万円につきましては、受け皿が旭市鳥獣被害防止対策協議会ということで、そちらのほうに交付をいたしまして、その協議会のほうでは、この交付金をもとにわなを購入いたします。今は全然わながない状態ですので、そのわなを、既製品を購入するようになります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは予算書の186ページ、15節工事請負費の観光施設改修工事1,000万円の内容についてお答えします。

この工事につきましては、2件の工事がございます。1つは、いいおか潮騒ホテル前のレストハウス駐車場の舗装工事でございます。もう一つにつきましては、市営海浜プールのろ過配管工事でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） あと何点か質問をさせていただきます。再質問をさせていただきます。

このキャッシュカードのスキミングですね、これは今現在、どのぐらいの方が利用されているのかお聞きします。

それと101ページですけれども、知的障害者が59名ということですが、知的障害者と、それからもう一つありますが、同額の補助金なのかどうか伺います。

それと173ページの交付金ですけれども、これはもう分かりましたので、はい。

順序が違いました、すみません。

市内に現在、地域密着型の特養が既にあるのかどうか。それと、あるとすれば、どこで、何人の定員なのか、これをお伺いします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、利用状況、件数ということでございますけれども、利用できる税目が市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、水道使用料、下水道使用料、下水道受益者負担金、介護保険料、後期高齢者医療の保険料でございます。このうち、税務課の所管の市県民税、固定、軽自、国民健康保険税の4税ですけれども、利用状況、平成26年1月の導入開始から累計で693件、申し込み者数は498人となっております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、101ページの在宅重度知的障害者等福祉手当の支給額でございますが、ねたきりの身体障害者の方と知的の障害者の方は金額は違うのかということでございますが、一応、月額8,650円で同額となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 111ページの地域密着型サービス拠点等整備事業の関係でございますが、市内には現在、地域密着型の特養は2か所ございます。1か所は、旭市秋田の第二やすらぎ園で、定員は29人。もう1か所は、旭市三川の東風荘にあります松里館で、定員は16名となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 111ページのことについてお聞きします。

特養の定員、これは29名と30名で、手続き上はどう違ってくるのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 特養の定員の違いによる事務手続きの相違でございますが、まず29床以下ですと、市町村では一旦事業者からの提出書類を確認し、県へ上げることになり、さらにその後も事業者の指定や監督も行う義務がございます。それに対しまして、30床以上になりますと、あくまでも県の所管事業となり、事業認定から予算措置まで市町村は全く関与しないで執行されることとなります。ただし、いずれの事業者の選定につきましても、

市町村介護保険事業計画に基づく選定となりますので、市町村が意見書を提出することによりはございません。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第9号、平成28年度一般会計補正予算について、2点ほど質疑をいたします。

まず、12ページの6目財産管理費、説明欄1、減債基金積立金を伺います。これは地方債の償還財源の確保を目的に設置された基金と認識しておりますが、本市においては近年、あまり動きがなかったように思います。そこで、積み増しを行う理由と今後の計画についてお尋ねいたします。

次に、13ページの3目農業振興費、説明欄1、産地パワーアップ事業を伺います。これは施設の整備に対する補助金でありましたが、減額する理由とその事業、また整備内容についてお尋ねいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 12ページの減債基金の積み立てについてお答えいたします。

まず1点目であります。積み増しを行う理由でございます。今回の補正予算に計上する時には、平成28年度の決算見込みというものを推計いたしました。その中で、歳入のほうが少し上振れをする、あるいは歳出についても少し執行残が残るという中で、決算見込みとして少し余裕が出てくるのかなというのが見えてまいりました。それを捉えまして、今回この積み立ての財源として5億円を確保したものでございますが、これまで近年、動きがなかったということもございますけれども、それはそもそも、この積立基金の目的が、平成元年に地方交付税に算入されたものを別枠でとっておきまして、その時の算入された経費の償還に充てていたものでございますけれども、その償還が終わったというところで動きがなかったというところでございます。

では、なぜ今かということになりますけれども、合併以降、いろいろな起債を起こしております。一番大きいのは合併特例債でございますが、合併特例債については既にご案内のと

おり、地方交付税の算入で70%が措置されることとされておりますが、残りの30%につきましては、市の一般財源で手当てしなければならないという事情がございます。この30%の負担分について、これまで起こしてきた合併特例債の償還が今後少し負担になることも懸念されることから、今時点で少し財源がある中で将来に備えて、今回積み立てを行っておこうとしたものでございます。

それともう1点目の質問で、今後の計画というのがございました。取り立てて計画という形で持っているものではございませんけれども、その都度、財政状況を見まして、余裕があるといえますか、積めるような状況がありましたら積んでいきたいなど、このように考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農水産課からは、13ページの説明欄1、産地パワーアップ事業について、減額理由と整備内容についてお答えしたいと思います。

回答の順番といたしまして、整備内容のほうを先にお答えさせていただきたいと思います。この事業の内容につきましては、農作物の生産コストの削減など、所得向上につながる取り組みとして導入する施設や機械の経費に対して支援されるもので、事業主体はちばみどり農業協同組合で、飯岡支店協の集出荷施設の再整備への国の補助金で、補助対象事業費の2分の1以内で支援されるもので、市の負担はございません。

そして、その整備概要ですけれども、鉄骨平屋建てのまず集出荷予冷施設、これが1棟。延べ床面積が3,644.85平米。このほかに附帯施設としまして、189平米の真空予冷設備、それからイチゴ梱包機、メロン梱包ライン等が整備されるものでございます。

今回の減額理由でございます。この減額の理由につきましては、集出荷施設をはじめ、予冷施設、梱包施設について、3つに分けまして、それぞれ入札を執行いたしました。その結果、それぞれ契約の段階で事業費が下がりましたので、その契約額に合わせて補助金が減額になるものでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） まず、減債基金積立金ですが、今答弁を伺いました。市民の生活を踏まえて、本市は財政的に本当に余裕があるものなのか、担当課のご見解を再度伺いたいと思います。また、積立額はなぜ5億円としたのか、金額の根拠をお尋ねいたします。

次に、産地パワーアップ事業ですが、事業別の進捗状況について、もうちょっと詳しくお尋ねをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 再質問に対してお答え申し上げます。

ご質問の2点のうちの最初、市民の生活を踏まえて本当にその余裕があるのかというご質問でございましたが、ちょっとこの辺は私からは何ともお答え申し上げにくいところかなと思っております。

ただ1つ申し上げるとすれば、今、地方交付税が合併算定替の縮減ということで年々減ってきております。それを踏まえまして、財政運営をどのようにしていくかというのが大きな課題の一つだとは認識しております。地方交付税が減ったからといって、市民サービスを低下するということは芳しくないということは理解しておりますので、そういうふうにならないように努力をしていきたいと思っております。

もう一つの質問で、5億円の根拠ということがございました。5億円という数字につきましては、特に根拠というものはないわけですが、あるとすれば、今回28年度の決算見込み、これを計算した中で、5億円ぐらいが積み立てできる財源として確保できそうだという見込みのもとに出した数字でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） それでは、産地パワーアップ事業に関しまして、進捗状況ということで説明させていただきます。

3本入札したわけなんですけれども、とにかく大きな部分の集出荷施設、建物ができないと中のものも入れられないということで、今、建物のほうを進めております。現在の進捗状況ですけれども、建物に関しては基礎の工事が間もなく、基礎コンクリートの打設ですね、そういったものが間もなく始められるということでございます。あと、鉄骨の資材など、そういったものは工場のほうで加工を進めておりまして、今は6月末の完成を目指して、それに沿った工程で進められております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 減債基金積立金ですか、なかなか理解に苦しむご答弁でありまして、難

しいんですけれども、将来の財政状況を踏まえて、今回ほかにも基金について積み立てを行っております。そんな中、減債基金の積立金については、担当課としてどのように考えているのかお伺いしたいなど、最後にそう思います。

また、産地パワーアップ事業ですか、この事業の補助金については、大変有利な補助金であると思いますので、対象者や事業者に平等に情報提供ができておるものなのか、確認のためお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 将来の財政状況も踏まえて、担当課としてどのように考えているかというご質問でございます。減債基金の積み立てについてでございます。

今回ほかの積み立てもあるというようなお話も質問の中にございました。それは、庁舎整備の統合管理基金のことをおっしゃっているのかと思います。そちらにつきましてはアクションプランの中で5億円という目標が一つ立っているというのがございます。それをまず1点決めた上で、残りの金額、財源の余りという言い方が正しいのかどうか分かりませんが、見通しの中で財源の見通しができるものについて、今回手当てをして積んだというものでございまして、減債基金への積み立てという今回積み増しを行ったことにつきましては、国や県からも一定の指導といいますか、助言が来ております。

それはどういうことかと申しますと、決算で余った剰余金の半分につきましては、地方財政法の規定によりまして、2分の1以上を財政調整基金へ積み立てるということになっておりますが、それに加えて、余裕があった時には特定の目的の基金に積んでおくことが望ましいというのが国からの助言もございまして、そういったことを踏まえまして、市としても今回、少し財源の確保ができそうだという中で積み増したものでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） この事業はみんなに平等にお知らせしてあるかというご質問でございました。

この事業は、国がTPP対策の一環として制度化したものでございまして、産地での生産コストの削減、それから農業所得の向上につながるということで、これは個人個人でやる事業ではなくて、団体とか、組合とか、そういったところで行う事業という中でお知らせして

きているような状況でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、午後3時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時45分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、議案第11号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の制定について、質疑を行わせていただきます。

まず、こちらですが、法律の制定を受けてのものと理解しております。しかしながら、運用に当たりましては、財産権に触れる可能性のある重要なことと思いますので、幾つか伺いたいと思います。

まず、特定空家の指定をどのように行うのか、これについて。また、法律及びガイドラインを根拠とすれば、行政代執行まで可能となるわけではありますが、実際見ますと、どこまで運用するかは自治体によって扱いが異なるようであります。条例の第7条にあります緊急安全措置のこの具体的な内容として、実際の運用に当たってどこまでを想定しているのかお伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、議案第11号の質疑にお答え申し上げます。

まず、特定空家等の判定、これをする必要があります。これについては、国の特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆる国のほうからガイドラインが出ておりまして、これを参考に判定することになります。ただ、判定の際には個々の事情を勘案いたしまして、総合的な判断が必要となります。このため、地域性を考慮しながら、いわゆる特別措置法第7条の規定に基づく協議会等、これが設置できますので、これを設置いたしまして、学識経験者等の意見を聞くなど、慎重に進めていく、そのように考えております。

次に、第7条の緊急安全措置の具体的な内容、運用ということでありました。まず、空家等が老朽化や自然災害などで建築材の飛散や崩落等により、周囲の人の生命、身体及び財産に危害を及ぼすおそれがある場合で、かつ緊急に対応する必要がある場合に、必要最低限の措置を行うこととしています。具体的な内容ですが、危険を知らせる看板や立入禁止等のバリケードの設置、建築物に防護ネットやロープ等での補強、トタンや雨どいなどを取り外し敷地内に存置するなど、あくまでも軽易な行為を想定し、代執行のように建物を撤去するという措置をするものではないということでございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 協議会により慎重に判定されるということ、また市民の安全確保のために最低限の措置をとということで理解いたしました。

こちら第7条の第4項であります、こちらを見ますと、緊急安全措置に要した経費について、所有者に請求することができるというふうに規定されています。しかしながら、こちらは税金によって行うものである以上、本来的には請求するべきではないのかと思いますが、こちら請求できないケースというのを想定しているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 法の中でも第14条で行政代執行の記述があります。そこの中の9項と10項で実はちょっと措置が違います。9項は行政代執行をするその手続き関係を規定している。ただ10項については、いわゆるその所有者が分からない、確知できないという状況を想定いたしまして、これは略式の代執行という規定になっています。これについては、強制

徴収するという規定ではなくて、あくまでも民事によりその方が判明した段階で、裁判等によって徴収する方向になるということになります。

実は、緊急安全措置に要した費用の請求も同様でございまして、費用が発生しないケースももちろんあります、コーンを置くだけとか。空家等の所有者が確知できないというケースの場合には請求するということではなくて、請求することができるという形になります。これは義務者が、例えば所有者が分かっている場合でも義務者が任意に支払いをしない場合には民事訴訟を提起して裁判所による給付判決を債務名義として民事執行法の規定に基づき徴収すると、そういう形になりますので、その辺の違いがあつて、「する」と「できる」の使い分けがされているということになります。法の中での例もそのような形になっておりましたので、合わせてあるということでもあります。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 法律のほうとの整合性ということで理解はいたしました。

一例を挙げますと、大仙市では3軒、13棟を解体して、費用が合計約600万円かかったと。しかし、その中で回収できたのは3万円だったということでもあります。しかしながら、同じ大仙市で条例制定によって住民の意識が徐々に変化して、自発的な空家解体が進んでいるということも聞いております。

この条例ですけれども、ガイドラインに従えば、代執行までやろうと思えばできるわけですが、しかし、実際には所有者に管理責任を持たせて、危険な状態にさせないための、言ってみれば、抑止力を狙ったものというふうに理解していいんでしょうか。お伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） この条例におきまして、第3条の中で、空家等の所有者等に、空家等を適切に管理する責任と義務があることを明示しております。また併せて、第4条では市の責務として、この条例の目的達成のために必要な施策を実施することも明示しているということになります。

ですので、まず所有者の責務というのを明らかにして、先ほど質問にありましたとおり、実際には所有者の管理責任というものを十分に理解させた中で、この条例を作っているということでご理解いただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の質疑を終わります。

続いて、伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 同じく議案質疑ですけれども、現在の空家の状況について、このことについては、平成26年に一般質問して、空家バンク制度とともに空家対策を取り上げましたけれども、このたびようやく条例化することとなって、空家のある近隣住民の安心と安全対策が進むと思われますが、3年たち、空家も増えていることと思いますので、現在の空家は何軒ぐらい把握しているのかお聞きます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 市では、平成27年度に実施した空家調査がございます。実はこれはアパート等を除く戸建て、それから別荘、一時的に不在の住宅等も含むんですけれども、空家と思われる軒数、これは853戸ございました。そのうち、売買もしくは賃貸物件という形での表示があったものが67件ございまして、差し引きでは786件がいわゆる一戸建て等の空家になるんだと、そのように思っています。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これは3年ぐらいたっていますけれども、今回この条例化に至ったまでの経緯をお聞きしたいんですが。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 法のほうは確かに平成26年11月27日に成立しています。ただ施行自体は少し後になって、法の規定全てが施行されたのは平成27年5月26日だったということになります。それを受けて、県のほうでは空家対策検討部会、いわゆる千葉県すまいづくり協議会の中にそういった部会を立ち上げまして、例えば特定空家の基準というのを県下統一的にしていってほしいんじゃないかという話し合いが持たれておりました。

そういった中に旭市も参加いたしまして、ほぼ紛れのない形なのかなと。法でとにかく執行できる部分はある。しかし市としても市民の責務を踏まえて、そういったものを条例化して、緊急対策的なものを盛り込んだ条例を作りたい。あと細かい規定については規則の中で規定していくという形をとって、今回の条例制定になったということでございます。この辺は若干遅れたことは申し訳ないなと思っておりますけれども、この先適切に運用していければと思っています。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この条例の5条に、市民等は特定空家等に該当すると認められる空家

等を発見した時は、市にその情報を提供するように努めるものとするというふうにあります。
市民には、法律用語なので、特定空家の定義とか、そういったものが分かりにくいと思うんですが、どう知らせていくのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今回、条例の制定になった場合、当然ホームページには掲載します。
それと広報等で周知を図っていく。こういった空家等があれば市にご連絡くださいと。市で連絡を受けた場合には、これまでと同様に、まず所有者に通知をして、適切な対応を求めていくというのがまず最初の段階になるだろうと、そのように考えています。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第14号、旭市税条例等の一部を改正する条例についてお伺いいたします。

議案の補足説明において、地方税法の改正により市民税等減免の申請期限を延長することに伴い、税条例の一部を改正する条例を制定することと、いろいろと詳細な説明がございました。ここでは簡単に分かりやすく伺いたいのですが、簡潔に言うと、これは消費税の引き上げ時期が延期されたことによる税制改正で、特に市税に影響はないものなのかお尋ねいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 改正に伴う影響についてでございます。議員ご指摘のとおり、今回の改正については、消費税率の引き上げの実施時期が平成31年10月1日に延期されたことに伴う改正であります。それに伴いまして、1つ、個人住民税に関しては、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を平成31年6月30日から平成33年12月31日に改正されました。

また、法人市民税についても、法人税率が12.1%から8.1%に改正されるわけなんですけれども、当初は平成29年4月1日の予定でございましたけれども、これを平成31年10月1日に延期するものでございます。

あと、軽自動車税につきましても、自動車取得税から燃費基準達成度に応じた環境性能割に変更するものということでございます。これにつきましては、平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更ということになったもので、特にこれに伴う影響額というのはないものと見ております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 消費税の引き上げの実施時期が平成31年10月1日に延期されましたが、今回の税条例の改正に伴う影響を担当課としては、平成32年度以降、どのように考えているのか、今年度の課税標準額等でお答えいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 影響額ですけれども、先ほど申しましたように、個人住民税は日にかちの変更ということでございます。これは住宅取得控除関係でございますので、どれだけの家が今後建てられるのかというのは、ちょっとその状況が不明ですので、はっきり申し上げられません。

また、法人市民税ですけれども、これにつきましても税率は確かに減になるということですけれども、この分は地方交付税のほうで減収となった分については措置されるというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第20号、旭市文化振興基金条例を廃止する条例について伺います。

この基金は、主に竹下登内閣当時のふるさと創生事業で、各市町村に一律1億円交付されたものを原資に基金運用してきたものと聞きましたが、今回廃止するに当たり、現在の状況をお尋ねいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、基金条例廃止に伴う影響についてということで、現在の状況ということでございます。

合併当初8,500万円余りありました基金ですけれども、平成27年度末で600万円余り、28年度末におきましては230万円余りを見込んでいるところであります。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） この基金については、目的基金であります。平成27年度に寄附を500万円ほどいただいております状況です。そのような中で今回廃止するということは、善意の寄附者の意向に反するのではないかと心配をいたしますが、本市の見解をお伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 議員おっしゃるとおり、27年度におきまして、篤志寄附をいただいたところであります。しかしながら、状況的には基金を取り崩していくということにつきましての変わりはありませんで、1年長らえたのかなというような状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 廃止をすると。このような場合には、金額が目に見える形で予算措置を行ったほうが、寄附者の善意に込えられると思いますよ。その点に関して、本市の見解を再度お伺いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、廃止をするというよりも予算計上して基金を継続してはというような趣旨のご質問だと思います。

文化振興基金につきましては、現在も一般会計で支出のほう用立てをしまして、主に公演委託料、それと文化会館の使用助成金ですか、そういったものに繰り入れているような状況であります。63年から平成元年にかけて行われました国の政策によりますふるさと創生事業の1億円、こういった有利な原資がまた来るよというようなことがあれば別なんですけれども、取り崩していくという中では廃止ということになるのかなということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第20号の質疑を終わります。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、議案第21号、賠償の内容についてお尋ねいたします。

これは三川地区での排水の整備ですか、この際の事故での損害賠償だと思うわけですが、これは約635万円ということになっておりますが、これはどのような損害なのか、具体的にお尋ねをします。それから、どのような作業中に発生したのか。また、施工時の問題はなかったのか。そして全て設計などの発注者側の責任なのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議案第21号の損害賠償の、最初に内容はどのようなものかという質問にお答えいたします。

損害賠償の内容につきましては、排水路整備工事に隣接するアパートの附帯工作物の損害に伴う補償金でございまして、具体的にはコンクリートのたたきが274平米、高さ1.5メートルのコンクリート塀が10メートル、排水施設、これはU字溝でございます。それが16メートルの損傷によるもので、それらの撤去と、併せまして原形、要はもとに戻す費用でございします。

被害状況の確認につきましては、工事の着工前と工事完了後に詳細な家屋調査を行います。工事による影響の有無を判断しております。

損害賠償の算出につきましては、公共事業損失補償の基準によりまして、適正に算出しているものであります。

施工の問題につきましては、本工事につきましては、設計及び発注の指示に基づいた施工であります。鋼矢板で土どめを行いまして、それから土砂を掘削し、構造物を設置いたします。その後、うちのほうの施工計画に基づきまして、土木工事の通常作業で工事を行っております。そのようなことから、工事の施工の問題はないというふうに考えております。

そうした中で、市の責任はということでございます。今回の事案につきましては、地盤の

特殊性から生じたもので、予測困難でありまして、不可抗力的なものであります。建設工事請負契約約款の第28条第2項の規定に該当すると判断しておりまして、その損害に対する賠償については、発注者の負担とすることとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） この議案ですと、相手方に損害賠償金を払うというようなことでございますので、じゃ、原形に戻すということじゃなく、結局支払いをするということですか。

それともう一つ、工事している業者ですね、これは全くミスがなかったということですが、交通事故であっても、全く10、ゼロということはないと言われている中で、全くなかったのか、その辺をお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 初めに、もとに戻す費用につきましては、先ほどご説明しました、現状に合わせまして、うちのほうでお金で支払うということになります。

それと、工事業者のミスはなかったのかという質問でございます。確かに一般的には、施工業者が一般的に加入しております損害賠償保険、これはいわゆる、仮称、工事保険という名前になっております。その損害賠償の保険の中では、主に工事の作業区間内における工事対象物、それと使用機具の破損、または工事中的事故などに対する賠償の責任の補償で行うものでありまして、今回の事案につきましては、周辺地域の影響まではこの保険では対象としておりません。ということですのでよろしいでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 保険の対象云々じゃなく、業者は全く責任がないのか。それをお尋ねしたわけです。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 失礼しました。瑕疵の関係ですね。

当該箇所につきましては、東日本大震災の際に液状化による地盤の陥没、隆起が著しく大きかった地域でございまして、これらによりまして地盤の変動が非常に大きかったと。したがって、設計に際しても、施工時の土砂の移動による地盤への影響を考慮して、無振動の工法にて鋼矢板を打ち込みました。その後に構造物を設置します。それで、さらに地盤の

変動を抑えるために、建物側の鋼矢板につきましては撤去せずに道路内に残置するなど対策をとっておりまして、設計、施工上の問題はないということでございますので、業者の瑕疵といたしますか、そういうミスはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第21号の質疑を終わります。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 議案第22号の指定管理者の内容と利用状況についてお尋ねします。

これは267ページですが、海上キャンプ場の一部の事業でございますが、海上キャンプ場は運営費が約2,200万円かかるわけございまして、その中でこの指定管理者ということで1,080万円ですか、予算が計上されているわけございまして、この業務の委託内容と、1日当たりの従事者の人数。それから2点目は、過去数年の利用状況と市内、市外の利用者の比率。そしてなお、利用料の収入ですか、これは市の収入としてではなく、業者に直接入るわけございまして、概略どのくらい入るのか、それをお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、ご質問にお答えいたします。

初めに、キャンプ場の委託の内容ということでございます。内容につきましては、条例に基づきまして、条例の2条で野外活動を通じて青少年の健全な育成を図ること等が規定されております。また、指定管理の業務としましては、第12条におきまして使用の許可、あるいは取り消し、施設及び設備の維持管理に関すること、運営に関すること、その他教育委員会が認める事項などということで規定されているところであります。

それと、キャンプ場の従事者の1日当たりの人数ということでありますけれども…

（発言する人あり）

○生涯学習課長（高木昭治） キャンプ場全体のという……。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（高木昭治） 従業員の数という……

(発言する人「毎日何人従事しているのか」の声あり)

○生涯学習課長（高木昭治） 1日当たり3名というふうに記憶をしております。

次に、市内、市外のキャンプ場の利用者ということであります。まずキャンプ場でありますけれども、平成26年度ですけれども、キャンプ場が市内の方が1,360人、市外の方が1,848人。27年度につきましては、市内の方が2,167人、市外の方が1,912人であります。また体育館でありますけれども、26年度の市内の利用者は9,113人、市外が1,580人。27年度につきましては、市内が1万742人、市外が1,876人。

それと利用料の概略ということでございます。平成26年度から指定管理ということで委託をしているところでありますけれども、26年度の決算状況を見ますと、利用料金収入につきましては177万6,000円余りということで報告を受けております。また平成27年度の決算の状況から、利用料金収入につきましては203万9,000円余りということであります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、1日当たり約3人従事しているわけですね。そうすると、1,080万円ですから、だいたい人件費でなくなっちゃうわけですね。そんな中で、26年も27年も約200万円程度ですか。これで実際この指定管理を受けた業者が採算、合うからとったんでしょうけれども、しかし現実には、あれですか、利用料というのは既に決まっているわけですね。そんな中で、これだけの人が利用して、本当にこの金額なのか疑問なんです。利用者数と、それから利用料ですか、計算したことありますか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 指定管理者からの報告に基づいて、このような数字になっているところでありますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 申告の金額を先ほど答弁いただいたと思いますが、ただ、あそこの1回当たりの利用料は決まっているわけですね、そうでしょう。それからして、これだけの利用者があつたら、私は単純に計算して、もっと金額が上がるんじゃないかと思うんですが、その辺はどう考えていますか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 施設の利用料につきましては、特にキャンプ場につきまして減免をしている部分がございます。26年度の減免額は56万7,000円余り、27年度につきましては68万2,000円余りを減額しているところであります。このような状況の中から、先ほど申し上げました数字の報告であるということで、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第22号の質疑を終わります。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

◎追加日程 議案第24号、議案第25号、議案第26号直接審議

（先議）

○議長（佐久間茂樹） おはかりいたします。議案第24号、議案第25号、議案第26号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したい

と思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐久間茂樹) ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号、議案第25号、議案第26号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第24号、議案第25号、議案第26号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第24号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐久間茂樹) 全員賛成。

よって、議案第24号は同意することに決しました。

議案第25号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐久間茂樹) 全員賛成。

よって、議案第25号は同意することに決しました。

議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐久間茂樹) 全員賛成。

よって、議案第26号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(佐久間茂樹) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第23号までの23議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長（佐久間茂樹） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号の1件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に請願を付託いたします。

請願第1号について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、請願の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は8日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時28分